

平成25年6月6日（木曜日）第1号

○議事日程	1頁
○本日の会議に付した事件	3頁
○出席議員	3頁
○欠席議員	3頁
○説明のため出席した者	3頁
○職務のため出席した事務局職員	4頁
○開会宣告	6頁
○表彰状の伝達	6頁
○開議宣告	10頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	11頁
○日程第 2 会期の決定	11頁
○諸般の報告	11頁
○日程第 3 議案第38号から 日程第50 議案第85号まで	11頁
○委員会付託省略の議決	14頁
○日程第51 議会改革特別委員の辞任及び選任について	17頁
○休会の件	17頁
○散会宣告	17頁

平成25年6月10日（月曜日）第2号

○議事日程	19頁
○本日の会議に付した事件	19頁
○出席議員	19頁
○欠席議員	19頁
○説明のため出席した者	19頁
○職務のため出席した事務局職員	21頁
○開議宣告	22頁
○日程第 1 一般質問	22頁
1番 花田 進 議員	22頁
20番 加藤 磐 議員	33頁
9番 伊藤 永 慈 議員	37頁

18番 阿部春市議員	40頁
25番 平山秀直議員	53頁
○発言の訂正	62頁
○散会宣告	63頁

平成25年6月11日（火曜日）第3号

○議事日程	65頁
○本日の会議に付した事件	65頁
○出席議員	65頁
○欠席議員	65頁
○説明のため出席した者	66頁
○職務のため出席した事務局職員	67頁
○開議宣告	68頁
○発言の訂正	68頁
○日程第 1 議案第86号及び	
日程第 2 議案第38号から議案第58号まで	68頁
○日程第 3 請願第1号	69頁
○休会の件	69頁
○散会宣告	70頁

平成25年6月14日（金曜日）第4号

○議事日程	71頁
○本日の会議に付した事件	72頁
○出席議員	72頁
○欠席議員	73頁
○説明のため出席した者	73頁
○職務のため出席した事務局職員	74頁
○開議宣告	75頁
○諸般の報告	75頁
○日程第 1 議案第39号から	
日程第13 請願第 1号まで	75頁
○日程第14 議案第56号	80頁

○日程第15	議案第51号及び	
日程第16	議案第52号	81頁
○日程第17	議案第38号から	
日程第22	議案第86号まで	83頁
○日程第23	議案第45号	84頁
○日程第24	五所川原市選挙管理委員及び同補充員の選挙	86頁
○日程第25	発議第1号	87頁
○市長挨拶		88頁
○閉会宣告		89頁
署名		91頁

参考資料

○議決結果表		93頁
○会期及び日程		97頁
○一般質問通告表		99頁
○議案付託区分表		101頁
○請願文書表		103頁

平成 2 5 年五所川原市議会第 2 回定例会会議録（第 1 号）

◎議事日程

平成 2 5 年 6 月 6 日（木）午前 1 0 時開会

- 第 1 会議録署名議員の氏名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 3 8 号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第 4 議案第 3 9 号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 5 議案第 4 0 号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 6 議案第 4 1 号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 7 議案第 4 2 号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 8 議案第 4 3 号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 9 議案第 4 4 号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第 1 0 議案第 4 5 号 平成 2 5 年度五所川原市一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 1 議案第 4 6 号 五所川原市長等の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 第 1 2 議案第 4 7 号 五所川原市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 第 1 3 議案第 4 8 号 五所川原市防災会議条例及び五所川原市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 4 議案第 4 9 号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 5 議案第 5 0 号 五所川原市財産区管理会条例等の一部を改正する条例の制定に

ついて

- 第16 議案第51号 五所川原市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第17 議案第52号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第53号 五所川原市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第54号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第55号 財産の取得について
- 第21 議案第56号 財産の取得について
- 第22 議案第57号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 第23 議案第58号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について
- 第24 議案第59号 監査委員の選任について
- 第25 議案第60号 教育委員会委員の任命について
- 第26 議案第61号 教育委員会委員の任命について
- 第27 議案第62号 財産区管理委員の選任について
- 第28 議案第63号 財産区管理委員の選任について
- 第29 議案第64号 財産区管理委員の選任について
- 第30 議案第65号 財産区管理委員の選任について
- 第31 議案第66号 財産区管理委員の選任について
- 第32 議案第67号 財産区管理委員の選任について
- 第33 議案第68号 財産区管理委員の選任について
- 第34 議案第69号 財産区管理委員の選任について
- 第35 議案第70号 財産区管理委員の選任について
- 第36 議案第71号 財産区管理委員の選任について
- 第37 議案第72号 財産区管理委員の選任について
- 第38 議案第73号 財産区管理委員の選任について
- 第39 議案第74号 財産区管理委員の選任について
- 第40 議案第75号 財産区管理委員の選任について
- 第41 議案第76号 財産区管理委員の選任について

- 第42 議案第77号 財産区管理委員の選任について
第43 議案第78号 財産区管理委員の選任について
第44 議案第79号 財産区管理委員の選任について
第45 議案第80号 財産区管理委員の選任について
第46 議案第81号 財産区管理委員の選任について
第47 議案第82号 財産区管理委員の選任について
第48 議案第83号 財産区管理委員の選任について
第49 議案第84号 財産区管理委員の選任について
第50 議案第85号 財産区管理委員の選任について
第51 議会改革特別委員の辞任及び選任について
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（24名）

1番	花田	進	議員	2番	鳴海	初男	議員
4番	三瀨	春樹	議員	5番	山田	和宗	議員
6番	木村	慶憲	議員	7番	成田	和美	議員
8番	吉岡	良浩	議員	9番	伊藤	永慈	議員
10番	山口	孝夫	議員	11番	木村	博	議員
13番	秋元	洋子	議員	14番	稲葉	好彦	議員
15番	松野	武司	議員	16番	寺田	武造	議員
17番	桑田	茂	議員	18番	阿部	春市	議員
19番	福士	寛美	議員	20番	加藤	磐	議員
21番	木村	清一	議員	22番	川浪	茂浩	議員
23番	磯辺	勇司	議員	24番	工藤	武則	議員
25番	平山	秀直	議員	26番	葛西	収三	議員

◎欠席議員（2名）

3番	山田	善治	議員	12番	古川	幸治	議員
----	----	----	----	-----	----	----	----

◎説明のため出席した者（27名）

市長	平山誠敏
副市長	三上裕行
総務部長	小田桐宏之
財政部長	佐藤明
民生部長	高橋勇公
福祉部長	工藤勝
経済部長	島谷淳
建設部長	菊池司
上下水道部長	對馬隆博
会計管理者	岩川静子
教育委員長	阿部育也
教育長	長尾孝紀
教育部長	岩崎明彦
選挙管理委員会 委員長	白川昭麿
選挙管理委員会 事務局長	田中馨
監査委員	山本將雄
監査委員 局長	前田晃
農業委員会 会長	斎藤靖裕
農業委員 局長	小山内洋一
総務課長	宮崎昌子
財政課長	三橋大輔
市民課長	新井勝博
保護福祉課長	長尾功一
農林水産課長	小山内秀峰
土木課長	蒔苗司
上下水道部 総務課長	諏訪秀清
教育総務課長	今義律

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長 佐藤 文治
次 長 片山 善一朗

◎開会宣告

○三潟春樹議長 おはようございます。ただいまの出席議員24名、定足数に達しております。

これより平成25年五所川原市議会第2回定例会を開会いたします。

◎表彰状の伝達

○三潟春樹議長 議事に入る前に、去る5月22日開催の全国市議会議長会第89回定期総会において市政の振興に努められました功績により、市議会正副議長在職7年の議員として工藤武則議員が、市議会議員在職15年の議員として川浪茂浩副議長、磯辺勇司議員、福士寛美議員、寺田武造議員、山口孝夫議員、松野武司議員、稲葉好彦議員の7名が、市議会議員在職10年の議員として秋元洋子議員、古川幸治議員、伊藤永慈議員の3名が表彰されました。受賞者の皆様方に対し、心から敬意を表するとともに、お祝いを申し上げます。

これより表彰状の伝達を行います。初めに、工藤武則議員、前のほうへお願いいたします。

表 彰 状

五所川原市

工 藤 武 則 殿

あなたは市議会正副議長として7年市政の振興に努められました

その功績は著しいものがありますので第89回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成25年5月22日

全国市議会議長会

会長 佐 藤 祐 文

(表彰状贈呈)

(拍手)

○佐藤文治議会事務局長 次に、15年表彰されました川浪茂浩副議長、磯辺勇司議員、福士寛美議員、寺田武造議員、山口孝夫議員、松野武司議員、稲葉好彦議員の皆様は前のほうへお願いいたします。

表 彰 状

五所川原市

川 浪 茂 浩 殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ
その功績は著しいものがありますので第89回定期総会に
あたり本会表彰規程により表彰いたします

平成25年5月22日

全国市議会議長会

会長 佐 藤 祐 文

(表彰状贈呈)

(拍手)

表 彰 状

五所川原市

磯 辺 勇 司 殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ
その功績は著しいものがありますので第89回定期総会に
あたり本会表彰規程により表彰いたします

平成25年5月22日

全国市議会議長会

会長 佐 藤 祐 文

(表彰状贈呈)

(拍手)

表 彰 状

五所川原市

福 士 寛 美 殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ
その功績は著しいものがありますので第89回定期総会に
あたり本会表彰規程により表彰いたします

平成25年 5 月22日

全国市議会議長会

会長 佐 藤 祐 文

(表彰状贈呈)

(拍手)

表 彰 状

五所川原市

寺 田 武 造 殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ
その功績は著しいものがありますので第89回定期総会に
あたり本会表彰規程により表彰いたします

平成25年 5 月22日

全国市議会議長会

会長 佐 藤 祐 文

(表彰状贈呈)

(拍手)

表 彰 状

五所川原市

山 口 孝 夫 殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ
その功績は著しいものがありますので第89回定期総会に
あたり本会表彰規程により表彰いたします

平成25年 5 月22日

全国市議会議長会

会長 佐藤 祐文

(表彰状贈呈)

(拍手)

表 彰 状

五所川原市

松野 武司 殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ
その功績は著しいものがありますので第89回定期総会に
あたり本会表彰規程により表彰いたします

平成25年5月22日

全国市議会議長会

会長 佐藤 祐文

(表彰状贈呈)

(拍手)

表 彰 状

五所川原市

稲葉 好彦 殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ
その功績は著しいものがありますので第89回定期総会に
あたり本会表彰規程により表彰いたします

平成25年5月22日

全国市議会議長会

会長 佐藤 祐文

(表彰状贈呈)

(拍手)

○佐藤文治議会事務局長 次に、10年表彰を受賞されました秋元洋子議員、伊藤永慈議員

の皆様、前のほうへお願いいたします。

表 彰 状

五所川原市

秋 元 洋 子 殿

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ
その功績は著しいものがありますので第89回定期総会に
あたり本会表彰規程により表彰いたします

平成25年5月22日

全国市議会議長会

会長 佐 藤 祐 文

(表彰状贈呈)

(拍手)

表 彰 状

五所川原市

伊 藤 永 慈 殿

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ
その功績は著しいものがありますので第89回定期総会に
あたり本会表彰規程により表彰いたします

平成25年5月22日

全国市議会議長会

会長 佐 藤 祐 文

(表彰状贈呈)

(拍手)

○三潟春樹議長 以上をもって表彰状の伝達を終わります。

◎開議宣告

○三潟春樹議長 これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○三潟春樹議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、18番、阿部春市議員、19番、福士寛美議員、20番、加藤磐議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○三潟春樹議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から14日までの9日間といたしたいと思
います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9日間と決しました。

◎諸般の報告

○三潟春樹議長 次に、諸般の報告をいたします。

市長より報告第3号から報告第14号まで12件の報告が、また監査委員から地方自治法
第235条の2第3項の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。報告書
は、お手元に配付しておりますので、御了承願います。

◎日程第 3 議案第38号から

日程第50 議案第85号まで

○三潟春樹議長 次に、日程第3、議案第38号 専決処分の承認を求めることについてか
ら日程第50、議案第85号 財産区管理委員の選任についてまでの48件を一括議題といた
します。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 一登壇一

平成25年五所川原市議会第2回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の提案
理由を御説明申し上げる前に、ただいま本会議場において全国市議会議長会の表彰の栄
誉に浴されました工藤武則議員初め11名の議員諸氏に対しまして、心よりお喜びを申し

上げます。これは、ひとえに議員諸氏の長年の御功績の賜物であり、今回の表彰授与を一つの契機としていただき、今後ともより一層市勢の進展に御尽力くださいますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

議案第38号から議案第44号までの7件は、専決処分の承認を求めることについてであります。議案第38号は、損害賠償額の決定及び和解について専決処分したので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第39号は、五所川原市税条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第40号は、五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第41号は、五所川原市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第42号は、五所川原市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第43号は、五所川原市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第44号は、損害賠償額の決定及び和解について専決処分したので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第45号は、平成25年度五所川原市一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,536万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ349億5,536万1,000円とするものであります。

議案第46号は、五所川原市長等の給料月額の特例に関する条例の制定についてであります。地方公務員の給与削減を求める国の要請を受け、市長等の給料月額の特例について必要な事項を定めるため提案するものであります。

議案第47号は、五所川原市職員の給与の特例に関する条例の制定についてであります。地方公務員の給与削減を求める国の要請を受け、職員の給与の特例について必要な事項を定めるため提案するものであります。

議案第48号は、五所川原市防災会議条例及び五所川原市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてであります。災害対策基本法の一部改正により、防災会議の

所掌事務のほか所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第49号は、五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給について定めるため提案するものであります。

議案第50号は、五所川原市財産区管理会条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。五所川原市喜良市財産区議会の廃止に伴い、喜良市財産区に財産区管理会、特別会計及び財政調整基金を設置するため提案するものであります。

議案第51号は、五所川原市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてであります。新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、新たに新型インフルエンザ等対策本部に関する事項を定めるため提案するものであります。

議案第52号は、五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市長の附属機関として、新たに五所川原市地域福祉計画策定委員会及び五所川原市子ども・子育て会議を設置するとともに、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第53号は、五所川原市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。道路法施行令の一部改正により、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第54号は、五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市営住宅の建て替え事業により、住宅の一部を用途廃止するため提案するものであります。

議案第55号及び議案第56号は、財産の取得についてであります。地方自治法第96条第1項第8号及び五所川原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第57号は、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてであります。青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議するため議会の議決を求めるものであります。

議案第58号は、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議するため議会の議決を求めるものであります。

議案第59号は、監査委員の選任についてであります。識見を有する者のうちから選任

される監査委員として、山本将雄氏を選任するため議会の同意を求めるものであります。

議案第60号及び議案第61号は、教育委員会委員の任命についてであります。教育委員会委員として、阿部育也氏及び丁子谷悟氏を任命するため議会の同意を求めるものであります。

議案第62号から議案第85号までの24件は、いずれも財産区管理委員の選任についてであります。嘉瀬財産区、相内財産区、脇元財産区及び十三財産区の財産区管理委員を選任するため議会の同意を求めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○三潟春樹議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第24、議案第59号 監査委員の選任についてから日程第50、議案第85号 財産区管理委員の選任についてまでの27件については、委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、以上の27件については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

○三潟春樹議長 初めに、議案第59号 監査委員の選任について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

○三潟春樹議長 次に、議案第60号 教育委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

○三潟春樹議長 次に、議案第61号 教育委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

○三潟春樹議長 次に、議案第62号から議案第68号までの7件は、いずれも嘉瀬財産区管理委員の選任についてでありますので、一括審議といたします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第62号から議案第68号までの7件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、以上の7件は同意することに決しました。

○三潟春樹議長 次に、議案第69号から議案第74号までの6件は、いずれも相内財産区管

理委員の選任についてでありますので、一括審議といたします。
質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第69号から議案第74号までの6件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、以上の6件は同意することに決しました。

○三潟春樹議長 次に、議案第75号から議案第80号までの6件は、いずれも脇元財産区管理委員の選任についてでありますので、一括審議といたします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第75号から議案第80号までの6件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、以上の6件は同意することに決しました。

○三潟春樹議長 次に、議案第81号から議案第85号までの5件は、いずれも十三財産区管理委員の選任についてでありますので、一括審議といたします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第81号から議案第85号までの5件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、以上の5件は同意することに決しました。

◎日程第51 議会改革特別委員の辞任及び選任について

○三潟春樹議長 次に、日程第51、議会改革特別委員の辞任及び選任についてを議題といたします。

私ごとではございますが、議長の職にあることから、委員会条例第14条の規定により議会改革特別委員を辞任いたします。

後任の議会改革特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長において指名いたします。

議会改革特別委員に5番、山田和宗議員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員に5番、山田和宗議員を選任することに決しました。

◎休会の件

○三潟春樹議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明7日から9日までの3日間は議案熟考のため休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、3日間は休会することに決しました。

次回は10日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○三潟春樹議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時29分 散会

平成25年五所川原市議会第2回定例会会議録（第2号）

◎議事日程

平成25年6月10日（月）午前10時開議

第1 一般質問（5人）

- 1番 花田 進 議員
 - 20番 加藤 磐 議員
 - 9番 伊藤 永慈 議員
 - 18番 阿部 春市 議員
 - 25番 平山 秀直 議員
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（26名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 花田 進 議員 | 2番 鳴海 初男 議員 |
| 3番 山田 善治 議員 | 4番 三潟 春樹 議員 |
| 5番 山田 和宗 議員 | 6番 木村 慶憲 議員 |
| 7番 成田 和美 議員 | 8番 吉岡 良浩 議員 |
| 9番 伊藤 永慈 議員 | 10番 山口 孝夫 議員 |
| 11番 木村 博 議員 | 12番 古川 幸治 議員 |
| 13番 秋元 洋子 議員 | 14番 稲葉 好彦 議員 |
| 15番 松野 武司 議員 | 16番 寺田 武造 議員 |
| 17番 桑田 茂 議員 | 18番 阿部 春市 議員 |
| 19番 福士 寛美 議員 | 20番 加藤 磐 議員 |
| 21番 木村 清一 議員 | 22番 川浪 茂浩 議員 |
| 23番 磯辺 勇司 議員 | 24番 工藤 武則 議員 |
| 25番 平山 秀直 議員 | 26番 葛西 収三 議員 |
-

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（27名）

市長	平山誠敏
副市長	三上裕行
総務部長	小田桐宏之
財政部長	佐藤明
民生部長	高橋勇公
福祉部長	工藤勝
経済部長	島谷淳
建設部長	菊池司
上下水道部長	對馬隆博
会計管理者	岩川静子
教育委員長	阿部育也
教育長	長尾孝紀
教育部長	岩崎明彦
選挙管理委員会 委員長	白川昭麿
選挙管理委員会 事務局長	田中馨
監査委員	山本將雄
監査委員 局長	前田晃
農業委員会 会長	斎藤靖裕
農業委員会 事務局長	小山内洋一
総務課長	宮崎昌子
財政課長	三橋大輔
国保年金課長	山田達二
家庭福祉課長	木村智明
農林水産課長	小山内秀峰
公園管理課長	荒関博司
上下水道部 総務課長	諏訪秀清
教育総務課長	今義律

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長	佐藤 文治
次 長	片山 善一朗

◎開議宣告

○三潟春樹議長 おはようございます。ただいまの出席議員25名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○三潟春樹議長 日程第1、一般質問を行います。

質問は再質問を含め3回までとなっております。質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。

それでは、1番、花田進議員の質問を許可いたします。1番、花田進議員。

○1番 花田 進議員 一登壇一

日本共産党の花田進です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

初めの質問は、子育て支援についてです。このたび国立社会保障・人口問題研究所は、日本の地域別将来推計人口をまとめ、公表しました。それによると、当市の人口は2040年には3万6,358人と、現在の6割に減少してしまうというのです。特に子供は4割に減ってしまいます。人口減少は、生まれる子供の数が少なくなっているためですが、合計特殊出生率は簡単に言うと1人の女性が何人子供を産むかを示すものですが、全国的には1.41ですが、青森県は1.36と全国38番目で低い状況にあります。当市は、平成15年から19年の平均で1.3ということですから、県平均よりも低いことになり、深刻な状況であります。子供を産めないのはなぜか。厚生労働省の21世紀成年者縦断調査によると、男女ともに収入が高くなるほど結婚しやすく、非正規雇用だと正規雇用に比べ第1子出生が起きにくいことを明らかにしています。出生率が落ち込んでいる要因に、賃金の低さや労働形態が大きくかかわっているわけですので、国の政策や企業の雇用条件の改善が求められるところであります。自治体の政策としては、いかに子育てしやすいまちづくりをするかが要と考えます。

そこで、五所川原市に住んで子育てがしやすい町だと思えるようにするために、子育て支援策について質問します。まず初めに、当市の乳幼児数の推移がどうなっているかを10年前と比べて出生や移動など、動態別も含めてお知らせください。

放課後児童クラブについてお聞きします。かつては、当市には児童館があり、保育所の役目も果たしていました。私の子供も児童館で育ちました。今は、児童館はなくなり、

放課後児童クラブとして、共稼ぎ家庭等のために下校後保護者の保護を受けられない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対して、授業の終了後に学校の施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的として平成25年度は約7,200万円ほどの予算で事業が行われています。放課後児童クラブの数や登録者、利用者数をお知らせください。

放課後児童クラブには、国は規模や時間など、ガイドラインを示していますが、ガイドラインが守られていないクラブも見受けられるようですが、実態はどのようになっているのでしょうか。

運営も市直営と委託に分かれています。どうして分かれていますのでしょうか。

さらに、放課後児童クラブの要となっているのが指導員です。指導員の資質向上に向けた研修は行われているのでしょうか。

次に、ファミリーサポートセンターについてお聞きします。ファミリーサポートセンターは、親が保育所への迎えが困難なときに迎えを手伝うなど子育てを支援する組織で、手伝いをお願いしたい依頼会員と私たち夫婦も参加していますが、手伝いをしたい提供会員、それに両者をつなぐアドバイザーがいます。この事業には、市からアドバイザー報酬など267万円の支援がありますが、依頼会員は30分300円の利用料の負担があります。1日の負担上限が4,800円となっていますが、利用が多かったりすると負担が大きくなり、収入の少ない人でも気軽に利用できるように負担軽減のための支援制度をつくってはいかないのでしょうか。高松市では、ひとり親家庭に助成制度があります。働く親にとって、一番困ることは、子供がはしかなどの伝染性の病気にかかることです。保育所にも預けられなくなり、多くの子育て世代が抱える悩みです。子育てと就労を両立させるために、病児保育の場を確保することは重要な子育て支援となります。県内では、弘前市や八戸市で病児保育が行われています。当市の病児保育の状況はどうなっていますでしょうか。

また、新しくつくられるつがる総合病院では、病児保育はどのようになっているのでしょうか。

地域子育て支援拠点事業についてお聞きします。子育て中の親の不安感を緩和し、子供の健やかな育ちを促進することを目的とした地域における子育て、母子の交流を促進する施策として地域子育て支援拠点事業を2,100万円ほどの補助金で実施しております。核家族化が進む中で、親の不安などの相談や交流を行う事業は大切であります。当市では、この事業を機能別で広場型を採用し、保育所などが事業主体として実施しているようですが、事業内容や実績等はどのようになっているのでしょうか。お知らせください。

子育て支援の最後に、児童農園の創設を提案します。子育てにとって土と親しみ、作物を育てることも重要です。私は、サツマイモオーナー園を行っています。子供連れの親子がたくさん参加しています。これまで五所川原地域にあった市民農園が農地法との関連もあり、金木地区に移動しました。やはりこのような農園は、近くにあるほうが参加しやすいと思うのです。親やおじいさん、おばあさんたちと一緒に土に触れる場があれば、子育て支援策も幅広いものになるのではないのでしょうか。児童の参加を条件とした児童農園を五所川原地区に開設できないものなのでしょうか。子育て支援策は、家庭福祉課だけで行うのではなく、他の部署との連携も必要と考えるものです。

2番目の質問は、農業振興、特に6次産業の振興についてであります。6次産業とは、1次産業の農林水産物の生産、2次産業の加工、製造、3次産業の流通、販売、加工などを組み合わせ、多角的、または他業種との連携による経営によって、高い付加価値や新たな商品、サービスを創設していくことを言います。これを提唱した東京大学名誉教授の今村奈良臣氏は、当初は1次産業足す2次産業足す3次産業を足し算し、6次産業としていましたが、1次産業が衰退してゼロになってしまっただけでは6次産業化が成立しないことを強調するために1次産業掛ける2次産業掛ける3次産業イコール6次産業と説明を改めています。7月末にTPP交渉に参加するようですが、妥結するとまさしくこの1次産業の衰退は坂道を転げ落ちるごとく進む可能性があり、6次産業化の基礎が崩壊してしまうことを危惧しています。6次産業化の具体例としては、転作大豆を豆腐やみそに加工した販売は典型的な例ですが、直売やインターネットによる販売なども6次産業化の一例です。市は、この6次産業化についてどのような方針を持っているのかお伺いします。また、6次産業化に欠かせない市内の加工施設の現状をお知らせください。

最後の質問は、無料低額診療制度の薬局への対応についてであります。無料低額診療制度とは、初めて聞く方も多いと思いますが、生活が困窮し、医療費や介護保険利用料などの支払いが困難な人に医療費の減額、または免除を行う制度で、社会福祉法に基づいて、都道府県の許可を得た医療機関が実施するものです。第2のセーフティーネットとして注目され、最近申請する医療機関も増加しており、全国では医療生協を中心に300を超える医療機関、施設で取り組みが行われています。当市でも取り組んでいる医療施設があります。この制度を導入した医療機関は、患者が負担する分の医療費は医療機関が持ち出しとなりますが、生計困難者が経済的な理由により必要な医療を受ける機会を制限されることのないようにという立場から実施しています。この事業は、社会福祉法で無料または低額な料金で診療を行う事業と定めているため、薬の院外処方が広まっていることから、薬局での薬代は対象となりません。そのため、無料低額診療の対象と

なっても薬代を払うことができないために諦める人もいると聞きます。無料低額診療の薬代の支援制度は、高知市に始まり、県内では青森市も導入の方向と聞きます。当市でもそのような医療機関があることから、無料低額診療制度の対象者が薬局での薬代の支払いをしなくてもいいよう支援してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。御答弁をよろしくお願いいたします。

○三潟春樹議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの花田議員の農林水産業の6次産業化についてお答えいたします。

農林水産業の6次産業化であります。国では雇用と所得を確保し、若者や子供も集落に定住できる社会を構築するため、農林漁業の生産と加工、販売の一体化や地域資源を活用した新たな産業の創出を促進するなど、農山漁村の6次産業化を推進する6次産業化支援事業として、新産業創出の取り組みを支援しております。この支援を受けて、現在市では奈良農園が紫黒米やつくね芋を用いた商品開発及びトマト加工品、自家製野菜でつくったドレッシングの商品開発など、小規模多角的加工に取り組んでおります。

また、農業生産法人八千代は、温泉熱を利用した野菜のハウス栽培と直売所、配食サービスの取り組みを計画しているところであります。

その他の事例として、農業では、地元の農産物を利用し、市内の加工組織が小規模ながらりんごジュースや豆腐、みそなどの大豆製品の生産、加工、販売を行っており、林業では間伐材等の木質バイオマス等を利活用した暖房用のペレットの製造、販売、漁業ではシジミ貝によるさまざまな加工、販売、畜産業では肥育した金木地区の馬や市浦牛の精肉加工のほか、燻製やたたきなどの加工、販売を行っております。これらの取り組みは、地域資源の活用や雇用の促進、所得の向上の面からより一層の推進が必要であると考えており、市といたしましては現在五所川原農林高校や生産者等の関係団体と連携を図り、五所川原6次産業化推進協議会を設立して、農地の作物の生育状況をインターネットや携帯電話で確認することができるマイファームセンター、地下かんがい設備設置圃場での水稻と大豆の田畑輪換試験、赤～いりんご等の加工品開発など、今後の6次産業化に向けた試験研究を行っているところでございます。

○三潟春樹議長 福祉部長。

○工藤 勝福祉部長 小学校入学前の乳幼児数の推移についてお答えをいたします。

全国的な少子化の進行が叫ばれて久しい中、当市におきましても例外ではなくて小学校入学前のいわゆる乳幼児の数は年々減少傾向が続いております。10年前の平成14年度

末現在の満6歳以下の人口は、男が1,701名、女が1,592名の計3,293名でありまして、5年前の平成19年度末では男1,676名、女1,558名の計3,234名、平成24年度末では男が1,330名、女1,305名の計2,635名となっており、10年前の平成14年度末に対し、平成24年度末における減少率は男が21.8%、女が18.0%、全体で20.0%の減となっております。

次に、放課後児童クラブについてであります。放課後児童クラブは小学校に就学しているおおむね10歳未満の保護者が労働等により日中家を留守にする子供たちに遊びの場や生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的に実施しており、また女性の就労の増加や少子化が進行する中、仕事と子育ての両立支援及び児童の健全育成対策として重要な役割を担う事業であります。平成25年度は、新たに三好小学校放課後児童クラブを加えた市内15カ所で開設し、4月末現在で市内の全小学生の23.2%に当たる665名が登録利用しております。開設場所につきましては、学校施設等が7カ所、集会所等の公的施設が4カ所、旧児童館が4カ所となっており、運営形態としては市が委嘱した指導員を配置し、管理を行う直営の児童クラブは11カ所、社会福祉協議会の委託実施が4カ所となっております。

委託の経緯につきましてですが、平成10年度まで市が社会福祉協議会へ委託していた8カ所の児童館運営事業が平成11年の事業廃止を契機に、放課後児童健全育成事業へ切りかえとなり、現在は同事業により4つの児童クラブの運営を委託しております。課題といたしましては、開設している施設により利用児童数が多い児童クラブでは1人当たりのスペースが十分に確保できない状況にあること、それから施設自体の老朽化による維持管理費の増加等が挙げられますが、今後関係機関の協力のもと、開設場所の確保に努めるとともに、学校の統廃合等の機会を捉え、児童クラブの再編を図りながら適正な運営に努めてまいりたいと考えております。

なお、指導員の研修状況についても質問がございました。市主催で指導員研修を年1回行っており、また県主催の研修会が年2回開催されておまして、代替の指導員も含めて毎回ほぼ全員が参加し、指導員としての資質向上に努めております。

次に、ファミリーサポートセンターについてお答えをいたします。ファミリーサポートセンターは、地域において育児の援助を行いたい方と育児の援助を受けたい方を組織化し、育児に関する援助活動により市民相互の子育て支援を通じて、地域における子育て支援の充実を図ることを目的とした事業で、当市では働く婦人の家を活動拠点に2名のアドバイザーを配置し、事業運営に当たっております。平成24年度は、依頼会員が450名、提供会員が154名、両方会員が30名の計634名が登録し、保育所、幼稚園や放課後児童クラブの迎え、帰宅後の預かり等、年間延べ1,382件の援助活動を実施しております。

基本的な利用料といたしましては、議員からもお話がございましたように、開始30分までが300円、以降延長10分につき100円をいただいております。議員御提言の利用料の助成につきましては、ファミリーサポートセンター事業を実施している県内6市のうち1市が市民税非課税世帯につき1時間当たり半額とする運用を行っております。今後他市町村の実施状況や低額所得世帯の利用状況等についても調査を進め、助成制度について検討してまいりたいと思います。

次に、病児保育についてであります。病児、病後児保育事業は、子供が病気の際に、保護者が就労等により自宅での保育が困難な場合、病院、保育所等において病気の児童の一時的な保育を行うなど、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉向上を図ることを目的とした事業であります。実施要件としまして、病児、病後児の看護を担当する看護師、保健師等の配置と事業の実施場所として専用スペースが必要となるため、現在市内の保育所においては当該事業の実施は困難な状況にあります。県内においては、民間の医療機関へ委託実施している自治体もありますので、市民の多様な保育ニーズに応えるためにも実施の可能性について検討してまいります。

病児保育のつがる総合病院での実施については、現在つがる西北五広域連合で建設中のつがる総合病院内においての病児、病後児保育については、中核病院として医療の提供をしていかなければならない中、小児科医の負担増や看護師の配置等の課題があり、保育所の付設については今後の課題と伺っております。

次に、地域子育て支援拠点事業についてお答えをいたします。地域子育て支援拠点事業は、家族や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、子育て支援機能の充実を図るとともに、子育ての不安感を緩和し、子供の健やかな育ちを支援することを目的としております。事業内容は、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、援助、子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習会等を開催をするもので、昨年度まではセンター型として旧3市町村の区域にそれぞれ1カ所、計3カ所を設置し、運営してまいりました。今年度からは、より地域に密着した活動拠点とするため、子育て親子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設ける広場型へ移行し、市内全11カ所で実施しており、子育て支援機能のより一層の充実、強化を図ってまいります。

最後に、児童農園についてであります。現在市内の保育所では所有する畑やプランター等を使用した野菜や果物づくりといった農業体験を実施しております。親子を対象

として実施しているのは、21カ所中2カ所にとどまっております。市内には、手洗いや給水設備が充実したふれ合い体験農園が金木地区に整備されておりますので、親子が一緒に農業体験ができる子育て支援の観点からも貴重な施設として、保育所等に積極的に周知及び情報提供しながら当該施設の利活用を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○三潟春樹議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 市内の加工施設の現状についてお答えいたします。

現在当市には、8つの加工関連施設がありまして、うち5つの施設が稼働しております。内容は、議員おっしゃったように、転作大豆を活用したみそ、大豆の加工やりんごジュースの加工といったものであります。施設によって、稼働率にばらつきはありますけれども、農家の方々の繁忙期を除く期間を中心に、年間を通して2割から4割程度の稼働率という形になっております。

また、現在稼働していない3つの施設につきましては、加工品販売にかかわる採算性が確保できなくなったということ等が大きな要因になりまして、地域の加工協議会による積極的な取り組みがなされなくなったことから、稼働率が徐々に低下して現在に至っているものであります。

市では、この状況を踏まえた上で、五所川原市農産物加工センター振興対策協議会の販路拡大や新たな加工品の開発並びに担い手の育成といった取り組みを通して、加工施設の稼働率向上や農家の所得向上につなげてまいりたいと思っております。

また、稼働をしていない3施設については、3地区協議会の加工施設の運営に関する意向を確認しながら今後の対応の検討が必要だろうと考えております。よろしく願いいたします。

○三潟春樹議長 民生部長。

○高橋勇公民生部長 民生部からは、無料低額診療の対象外である薬局での薬剤費の助成についての御質問にお答えいたします。

無料低額診療制度は、社会福祉法に規定する生計困難者が経済的な理由により必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう一定の要件を満たす医療機関が都道府県の承認のもと、無料、低額な料金で診療を行う制度であり、当市においては1医療機関が事業に取り組んでおります。ただし、この制度では、医療機関の院内処方による薬剤は無料、低額となるものの、保険調剤薬局が事業主体となれないため、薬局での薬剤購入には無料低額診療制度が適用されず、診療が無料、低額になっても薬局での薬剤購入に負担を強いられることとなっております。議員御質問の薬局での薬剤費の助成につい

ては、生計困難者への医療の機会を確保するためには有用なものと考えるところであります。助成を行っている自治体は全国にも極めて少数であることから、今後他自治体との動向を踏まえながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと存じます。

以上でございます。

○三潟春樹議長 1番、花田進議員。

○1番 花田 進議員 どうも答弁ありがとうございます。今回子育てをテーマにしたことによって、福祉部には大変負担をかけたと思いますが、私はちょっと人口のことについて動態も、出生が増えているのか、移動がどうなっているのかも含めて聞いたかったのですが、全体数しかなかったの、後でもわかりましたら、最近何か五所川原で出生率が増えているんじゃないかといううわさがあるので、その辺のことを確認したかったんです。

それで、何年か前に、五所川原の人口動態を調べて質問したんですが、当市の特徴というのは確かに人口は減っているんですが、近隣の市町村から一度五所川原に来て住むという移動人口があるわけです。それがやっぱり大きな五所川原を活性化する要因ではないかということで提言、前にも発言しておりますが、やっぱりそのことを定着させるためにも五所川原に単にエルムがあるというわけじゃなくて、子育てしやすいんだという町だということアピールすることによって、五所川原に住んで弘前に通う人も青森に通う人も出てくるんじゃないかというふうに思います。その一番の施策として重要なことは、今回質問しませんでした。若者向けの市営住宅をつくる。西目屋なんかやっけていて、弘前から来て人口増につなげているわけですので、その辺もあるかと思っておりますので、今後考えていってほしいというふうに思います。

人口動態というのは、調べてみたらコーホート要因法という、私も随分使ったことがあるんですが、直前の5年間の状況が悪ければ、そのまま5年ごとに反映していっちゃうので、減っていればどんどん減っていくし、増えていけば爆発的に増えていくという手法になってしまうので、必ずしも3万6,000人まで減るかどうかはわかりませんが、そういう事態の中でいかに人口減少を食い止めていくかということを中心にしていただければというふうに思います。

まず初めに、放課後児童クラブのことですが、ガイドラインというか、大体学区ごとに1つぐらいずつつくって、2つのところもあります。それなりに整備されてはきているんじゃないかと思うのですが、重要なことは地域とどう関わっていくかということも、単に放課後の保育所がわりというじゃなくて、やっぱり子供たちが健全に育って

いくために周辺地域のお母さん、お父さんも含めて、おじいちゃん、おばあちゃんとの交流をやっぱりする場を年に1度か2度つくって、ここには地域を担う子供たちが放課後いるんだということをわかってもらうためにもぜひ実施してほしいと思います。例えば年末には餅つき大会をやったりとか、わらをなったりとか、さらには夏祭りをするなどの交流によって子供の育成につながるのではないかというふうに思います。

あと、子育てについて、これは調べて感じたことなのですが、やっぱり庁内の連携をどうするかということが必要だと思うんです。そのためにも1つ児童農園を提案させていただいたんですが、こういう市民農園とか、いろんな農地法の制約があって、五所川原にも今まで使っていたところに置けなくて金木に行ったようですが、そういう中でもいろんな規制はありますが、みんなで検討していけばつくることが可能だと思うので、ぜひ部を連携したいろんな子育てのあり方を検討していただければというふうに思っています。

最近、子供の所在が不明になる事件が全国で起きているわけです。やっぱりその反省は、市民課とか健診を行う課とかの連携がなかったということで問題指摘されていますので、そのことを含めて、子育て支援は単にそういう国の事業を利用して、いろんなところに委託しているわけですが、その事業の中にぜひ地域と連携した事業を入れてほしいということと、各課が連携した支援策を考えてほしいということを提案いたします。

あと農業振興ですが、赤～いりんごというのは五所川原の重要な特産物で、それ自体は生果ではほとんど食べられないわけですので、大きな6次産業化への核になるものだと思っています。そういうものを加工していくにはどうするかということで、幾つかあると思うんです。今ある施設をどう利用率を高めていくかということで、私も無農薬の大豆使った施設で大豆をみそにしてつくっているんですが、大変ためになるんですが、みそつくるときにこうじをつくる機械が壊れまして、やっぱり何万円もかかるわけです。そうすると、利用者が1万円だとか負担して直さなきゃだめだという状況になっているわけです。そうすると、つくったみそがすごく高いものになってしまうということになっているんです。ですので、今ある8つの施設を総点検して、何か市のものではないみたいですが、更新する機械とか壊れている機械があったらどう改善していくかということを実際に検討して、そういう施設を利用してりんごジュースつくったりとか、そういう農家だけではなくて市民が広く利用できるような加工場に発展させてほしいというふうに思います。

もう一つは、産地としてトマトだとかりんごだとか、いっぱい裾物が出るわけです。そういうものをどう所得に結びつけていくかというふうに考えると、やはり大型の加工

施設をつかって商売にしていく、6次産業化の核にしていくということをぜひ五所川原でもやってほしいと思っています。今6次産業化は、農水省でも随分予算とっているわけですので、農協だとか、いろんな部会だとか、協議会を開いてそういう大型の加工施設をつかって核になるものを進めていくべきじゃないかというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

無料低額診療制度ですが、一番は国が制度を変えれば私がこんな質問をすることはないので、診療の後に薬剤というふうに文言を加えれば、それでいいことなんです、なかなか国が変えてくれないということなんです。それで、全国でトップバッターで行った高知市は人口30万なんです、どのくらい実質の支出があったかというところと20万円ほどが出ているだけなんです。今度行く青森市も予算は17万6,000円しか計上していないわけで、これをやるのにどこかをすごく削らなければならないという事業ではないので、ぜひ検討してほしい。こういう話をこの制度を勧めている人が言ったら、ある人が「へば、おめだち値引きせばいいんでねえか」と、20万円かそのくらい、薬局もうかっているんじゃないかという話をされたんだそうなんですが、残念ながら保険制度に基づいて処方箋が来たものに値引きすると法律違反になるんだそうです。ですから、やりたくてもできないので、ぜひ自治体でこういう制度をつかってほしいということですので、周辺で調べていただいて、ぜひ早期に実施していただければなと思っています。よろしくをお願いします。

○三潟春樹議長 福祉部長。

○工藤 勝福祉部長 出生数の推移等に関する資料につきましては、後ほどお届けしますので、御了承願いたいと思います。

それから、放課後児童クラブの地域住民との交流についてお答えをしたいと思います。放課後児童クラブを通じて、子供の健全育成を推進していくためには、保護者や学校との連携に加え、医療、保健、福祉等の地域の関係機関や団体等との連携を積極的に図っていくことが重要になります。現在地域主催の交流会や世代間交流会に積極的に参加している児童クラブも幾つかございますが、地域との信頼関係を築いていく上で、地域住民と直接交流することは極めて有効でありますので、関係機関、団体等に協力を仰ぎながら今後も交流事業の充実、拡充に取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

○三潟春樹議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 市内の各加工施設の改善につきましては、議員の御提言を踏まえて検討させていただきます。

次に、大型の加工施設の導入ということでもありますけれども、まず農林水産業の6次産業化の推進が叫ばれた背景には、加工食品や外食の浸透に伴い、消費者が食料品に支払う金額は増えてきたものの、それが原材料の加工や調理などによって原材料価格に上乘せされた付加価値分が増えただけで、農林水産物の市場規模はほとんど変わらなかったというようなことがございます。付加価値を見出す食品製造業や流通業、外食産業の多くは当市に立地して、農山漁村が衰退していく中で農家などが加工や販売、サービスまで行って農林水産物の付加価値を高めることで所得の向上や雇用創出につなげることを目指すことは大いに必要だろうと考えておりますけれども、食品加工には国の事業を活用したとしても多くの投資が必要なわけです。農家の方々が多角化の一環でできるほど気軽なものではないというのもまた現実であります。先ほども御説明申し上げましたけれども、現在各地域において加工施設を活用して農産物加工に取り組んでいるところであります。まず、現行の加工施設が十分活用されて、事業の採算性も確保される状況まで体制を整えることが必要だと思っております、その時点で議員御提案の新たな施設の導入等についても検討してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○三潟春樹議長 民生部長。

○高橋勇公民生部長 無料低額診療制度について、高知市でも行って、額も少額であるので、当市でも検討していただきたいという内容の御質問でございました。無料低額診療制度の助成を行っている自治体、私ども知り得る範囲では全国で議員今申しました高知市と旭川市の2自治体というふうに承知しております。仮にこれに青森市が加わったとしても3自治体ということでごく少数には変わりないということになります。

また、事の本質は、これも議員指摘がありましたように、医薬分業を行う際に、院外処方となる薬局、保険薬局を無料低額診療制度に組み入れなかった。厚生労働省が不確実であるということもあって、今協議がなされているようであります。その辺の動向も踏まえる必要があるというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに存じます。

以上であります。

○三潟春樹議長 1番、花田進議員。

○1番 花田 進議員 子育て支援について、住民との交流が極めて有効だということの発言がありましたので、ぜひ放課後児童クラブのいろんな会合等でそういう場を設けて、地域一帯となって子育てをしていくという雰囲気をつくっていただければというふうに思っておりますので、指導のほうをよろしく願いいたします。

無料低額制度について、全国で少ないからという理由で、その必要性は認めているわけですので、少ないからやらないとかじゃなくて、やっぱり率先して五所川原がそういう収入の少ない人たちの支援をしていくんだという姿勢を示すということは、市政にとって私は大変重要なことだと思うんです。ですから、せっかく提案していますので、ぜひ実行していただければと。私の提案は、なかなか議場ではやりますという提案はほとんどないんですが、実際はリフォーム事業だとか、いろんな提案事業が実施されていますので、今後市の方々が検討して早期に実施されることを期待して、私の発言を終わります。

○三潟春樹議長 以上をもって花田進議員の質問を終了いたします。

次に、20番、加藤磐議員の質問を許可いたします。20番、加藤磐議員。

○20番 加藤 磐議員 一登壇一

政和会、加藤磐でございます。質問に入ります前に、一言申し述べさせていただきたいと思います。

それは、人間80歳がスタートだということで、先般5月の23日、標高8,848メートルのエベレストを見事80歳7カ月で登頂された三浦雄一郎さんでございます。御存じの方も多いと思いますが、三浦さんは実は三浦さんの御両親あるいは三浦さんは長男でございましたが、その下の2人の弟さん、妹さんはともに7年間金木に在住してございました。いわば、三浦さんが昨今、先月の末から5月いっぱい地元紙の報道に載らない日はないと。2日に1回以上、それ以上にまたこの高齢時代の中で全国民にさまざまな感慨を及ぼしているわけでございますけれども、その三浦さんが、ちょうど彼が高校、弘前高校、平山市長の先輩でございますけれども、弘高に入学したときから北大を卒業するまで7年間、金木には直接住んでおりませんでした。しかし、その御家族はもちろん金木におりますので、津軽鉄道に乗って金木を起点に金木の嘉瀬のキャンプ場はもちろん、喜良市のジャンプ台、あるいはここをベースキャンプにして西海岸、小泊、竜飛までさまざまな冒険をしたわけでありまして。特に学生時代、岩木山の直滑降、2年連続優勝しておりますが、そのときのスキーの恩師は金木の泉谷久治さんでございます。そのような経緯から、若干この報道を見るにつけ、弘前市民あるいは青森名誉市民、いろんな声がありますけれども、我が五所川原も十分なベースキャンプであったにもかかわらず、少し寂しいなど、こういう感じを持っております。ともあれ、この壮挙はいろいろな意味で少子高齢化を悲観的に捉えるのみでなく、やはり前向きにこの時代を捉えていく一つのきっかけになるかと思っております。もちろん昨日あるいは一昨日当市のオルテンシアでも講演のございました日野原先生みたいな100歳がスタートだという方には、もう敬服す

るほかないのでありますが、しかし三浦さんの場合は皆さんもよく御承知のように、いわゆる生活習慣病、いろいろな手術、そういうものを何度も何度も繰り返しながら目標を達成されたということで、私個人も非常に改めて元気づけられるものがございます。そういう意味で、下手な質問ですけれども、三浦さん自身の言葉で言えば年寄りの半日仕事、一日いっぱい頑張れない。しかし、諦めないでやる、そういう気持ちで質問させていただきたいと思います。

最初に、空き家条例の運用状況についてお尋ねいたします。空き家条例は、この議会でも決定され、それに基づき運用されておるわけではありますが、実際の実態の中身、つまり空き家が多くなり、廃屋はもちろん庭に植えている木が年数を経ることによって傾いたり、あるいは根が隣の敷地に侵入したり、その結果ブロックの塀が傾いたり、いろいろな駆除、悩みが市役所に寄せられた結果、この五所川原だけでなく、空き家条例が成立したわけではありますが、果たして市民の願いに満足していただけるようになっているのかどうか。スタートしたばかりですから、これをこの際検討して、そして修正、手直ししていく必要もあるかと考えまして、現在の運用状況についてお尋ねする次第であります。

2点目の宿泊施設の建設についてでございます。これは、最初に申し上げますが、私はこの演壇で行政が直接建設すべきだという考えは毛頭ございません。ただ、先般この議会が開会されるに当たり、県に対する五所川原市の重点要望が報告されております。その中で、3番目の優先事業でございますが、それは県外に向けてこの地域に滞在型観光を創設、定着するために、格段に県に向けて指導あるいは援助をお願いしたいという要望でございます。その中で、特に強調されておりますのは、体験型観光の中でも誘客効果が高く、リピート率が高い教育旅行の商品造成及び誘致活動を積極的に県に行ってほしい。このことを県にお願いすることは、時宜を得たものではありません。しかし、同時に、それは私たちこの地域の我々自身が用意をしていかなければならないのではないかと、そういう意味で修学旅行は、例えば他の地域を例に挙げて恐縮ですが、弘前では年間平均して400件の修学旅行があると聞いております。その中で、我が五所川原市はどうでしょうか。言うまでもありません。これは答弁要りません。しかし、これをつくるためにどうするか。

それで、私が申し上げたいのは、これを現在金木地区にあります東部コミュニティセンター、あるいは喜良市の消防コミュニティセンター、嘉瀬の消防コミュニティセンター、川倉の交流センター、ともに耐震施設が十分整い、しかも冷暖房も完備されております。この4つの施設を中心に、修学旅行の誘致にできるだけ関連する条件を整備し、

来年の誘致に向けて当五所川原市で発信していただきたい、かように思うわけでございます。肝心の宿泊施設は、さまざまな事情があるかと思えます。かつては、町村合併のときに前市長が一つの案として具体的に青写真をつくった経緯もございます。私は、先ほど申し上げたように、今このような状況で、わずか7年か10年足らずの間にこの際立った変化をもたらした社会状況の中で、今直接建設すべき状況にあるとは思っておりませんが、しかしそのとき成田市長が正面から滞在型観光、そしてコストの安い今のお客さんの動向を見据えた施設、つまり宿泊設備の中にホールとか宴会場は一切つくらない。シングルとダブルのベッド、しかもその部屋の中にあるテーブルは折り畳みでベッドにも使える、そういう考え方で真っ正面から向き合ったことは、私は過去のこととはいえ、高く評価しているものであります。しかしながら、繰り返しになりますけれども、今市で直接やるような状況ではございません。アベノミクスでも民間活力の爆発ということが盛んに言われております。しかし、問題は、民間の方がその気になって、建設を考えてくれるような機運をいかにしてつくるかは、我々当地域の行政に係る者の責任であると考えます。そういう点から、特にとりあえず修学旅行生の誘致に向けて具体的な当市としての発信をお聞きするわけであります。

以上であります。よろしくお願いいいたします。

○三潟春樹議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの加藤議員の御質問にお答えいたします。

五所川原市空き家等の適正管理に関する条例につきましては、議員各位御承知のとおり、平成25年1月1日から施行し、運用を開始したところであります。空き家は、核家族化や少子化といった社会情勢を背景に、今後も増加することが予想されます。老朽化した空き家は、台風や降雪などの自然災害により倒壊、または一部飛散など、周辺住民の生命や財産を脅かし、また防犯面、衛生面でも地域の安全な住環境に悪影響を与えるため、深刻な課題ではあるものの、市といたしましても所有者の財産を侵すことはできないため、その対応に苦慮しているところでございます。条例を制定することで所有者の責務を明確にし、指導、処分を行うなど、今後も市民の安全で安心な暮らしのために取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。空き家対策の取り組み状況につきましては、担当部長のほうから答弁させますので、よろしくお願いたします。

○三潟春樹議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 空き家対策の運用状況についてお答えいたします。

空き家対策の取り組み状況といたしましては、主に市民等からの通報を受けまして、担当職員が現場確認、危険度の判定を行い、危険度が大きいと判断された場合には、老朽危険家屋台帳へ登載し、所有者等を調査しております。所有者等の所在地を確認できた場合には、行政指導を行い、解体、撤去を視野に入れた対策を検討するようお願いしておりますが、家屋状況が改善しない場合には氏名等の公表及び命令並びに行政代執行といった行政処分を行い、地域住民の安全確保に努めることとしております。平成25年6月1日現在における老朽危険家屋台帳登載物件は、解体撤去を確認したものを除き65件になります。周辺地域へ与える影響を考慮し、行政指導を行った件数は12件となっております。

なお、行政処分を行った物件はありませんが、市からの指導後に3件の解体が行われております。今後も適正な管理が行き届いていない空き家等により地域の安全、安心が損なわれることがないように引き続き対応等を行ってまいりたいと考えてございます。

○三淵春樹議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 滞在型の宿泊施設についてお答えいたします。

まず、議員の御質問の中にありました修学旅行、教育旅行であります。当市での受け入れ状況は、立佞武多の館を例にして申し上げますと、平成22年度が42校で2,750名、平成23年度が16校の751名、平成24年度が31校、1,898名となっております。東日本大震災の影響を受けた平成23年度は大幅に落ち込みましたけれども、それ以外は一定の集客を得ているというような状況にあります。こうした背景には、最近の修学旅行のほとんどが見るから体験するということに変化してきたことが要因でありまして、大型立佞武多へ紙張り体験ができる立佞武多の館が好評を得ている結果となっているものと思っております。このように、当市へたくさんの修学旅行生が入り込んできている状況を考慮いたしますと、いかに滞在時間を長くして経済効果につなげるかということが大きな課題であると思っております。こういった観点からも、滞在型の宿泊施設の必要性は十分認識しているところでありまして、既存の施設を有効利活用できないかどうか、今後調査、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○三淵春樹議長 20番、加藤磐議員。

○20番 加藤 磐議員 空き家条例、大変本当に御苦労されていることはよくわかります。ただ、今日は若い方もいらっしゃるんで、恐らく市の職員の方かなと思っておりましたけれども、そこで申し上げるわけでありまして、廃屋になったところの所有者が誰かということはわかっているわけでありまして。ところが、所有している方が生活保護を受給されていると。廃屋を片づけるとすれば、解体料というか、非常にかかるわけです。したが

って、生活保護を受給するような方のところで、固定資産税は免除されているし、それは解体すると言えればかえって持ち出すお金がかかると。したがって、そのまま放任されるようなこともあるわけであります。こういう点をやはりこれから若い方たちは、どこまで踏み込んで、例えば今回我が市では空き家条例に関する予算は弁護士さんに対する報酬から、さまざまなあれで約1,500万円ぐらいついていてというふうに承知しておりますけれども、さきに述べたようなケースの場合、そこを片づけてやらないと、いつまでたっても残ると。というのは、資産の価値が、解体した後の土地が高くなっていく時代ならいいばって、今土地の資産価値というのはほとんどございません。そこで、近所の人に、例えばお隣さんなどに買ってもらって、そして整備してもらおうという話ししても購入価格プラス解体費という問題が出て、結局現在の資産価値とは乖離した値段になるわけであります。そういう問題もございませう。市長がおっしゃったように、これからこういう問題はますます残念ながら出てくるだろうと。特に我々のような町なかの中心部から離れた場所ではその問題が極めて大きな問題になってくるだろう。そういう点をぜひ調整する、あるいは決断する役割の若い行政マン、そしてまたそれに対する現在の幹部の方たちの指導を心からお願いするものであります。

以上であります。終わります。

○三潟春樹議長 以上をもって加藤磐議員の質問を終了いたします。

次に、9番、伊藤永慈議員の質問を許可いたします。9番、伊藤永慈議員。

○9番 伊藤永慈議員 一登壇一

政和会の伊藤です。平成25年第2回定例会に一般質問の場を与えていただき、まことにありがとうございます。今年の春は、低温続きで農作物や桜の開花などの遅れで経済的にも打撃を受けました。ようやく暖かさが戻ってきたが、今度は雨が降らずに農作物等の心配がされますが、これからの回復を願う次第であります。

それでは、通告に従い、芦野公園の管理と整備について質問いたします。芦野公園は、昭和33年に県立公園に指定され、昭和50年の津軽国定公園指定に伴い、芦野池沼群県立自然公園が正式名称とお聞きします。この芦野公園は、財団法人日本さくらの会による日本のさくら名所100選に選定されており、青森県では弘前公園と芦野公園の2カ所のみで選定であります。

また、芦野公園は、市街地に近い文教地区にあり、園内を鉄道と国道が通る、全国的に類を見ない形態で、太宰治の文学碑や銅像を目当てに四季を通じてにぎわう場所であり、桜まつりの期間中の入り込み数は昨年35万人以上で、近年は弘前公園とかけ持ちのツアーバスで駐車場も大混雑と聞いております。この公園をより一層風光明媚な場所と

して計画的に整備をすることは、津軽北部と五所川原市全体の利益に資することになるので、厳格に保護される自然公園として手をつけないのではなく、弘前公園と同様に観光や憩いの場所である都市公園として二面性で整備と管理を進めるべきと考えます。

そこで、1点目の質問として、市長はどのように考えているのか、また公園の整備としての計画はあるのかお聞きします。

2点目は、今年の桜は低温により桜まつり期間中に開花しませんでした。桜が開花したのを見ますと約7割が鳥の被害により咲かなかったと新聞報道でもありましたが、今後これの対策について考えているのかお聞きします。

以上、2点について壇上からの質問とし、市長及び関係部長の御誠意ある御答弁を求め、1回目の質問といたします。

○三潟春樹議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの伊藤議員の質問にお答えいたします。

芦野公園の整備として、桜の樹勢回復事業を平成21年度より進めてまいりました。本事業は、津軽鉄道沿線の桜から開始し、本年度は津軽鉄道と国道339号交差点付近から太宰碑にかけての桜を中心に実施します。また、本年度は、屋外型休憩施設や鳥小屋等の修繕を行う予定であり、次年度以降は湖上ステージや園内遊歩道の整備等を検討しております。現在は、桜の樹勢回復や公園内にある施設の修繕といった修繕計画が主なものとなっており、安らげる空間づくりをいかに進めるかを主眼としております。

今後は、将来的な桜のトンネルやため池周辺の桜をどのように見せるか、また桜と松のコントラストをどのようにするかといった見せるための空間づくりに視点を置いて検討を加えていきます。あわせて、園内の各種施設の配置や動物園のあり方などについてもこれらの修繕計画と並行して関係者と協議してまいります。

以上です。

○三潟春樹議長 建設部長。

○菊池 司建設部長 伊藤議員おっしゃるように、今年度は芦野公園の桜について、ウソの食害により7割から8割ぐらい食害されたという状況でございました。ウソについての対策を答弁いたします。

芦野公園におけるウソの食害は、平成21年度以降も散見されておりましたが、同年に始まった樹勢回復事業が功を奏し、これまでウソによる食害はそれほど目立ったものではございませんでした。そのため、ウソに対する直接的な排除作業よりも土壌改良や施肥、剪定といった樹勢回復に努めてきたところでございます。しかし、本年のウソによ

る食害は例年になく深刻なものとなっており、芦野公園ばかりではなく、青森市の合浦公園や野木和公園、むつ市の早掛沼公園では芦野公園と同程度の被害が確認されており、また県外では秋田県、岩手県、山形県でも被害が確認されているところがございます。このことから、当市では、樹木医からの助言を求めるなど効果的なウソの排除対策を早急に検討することとしておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○三潟春樹議長 9番、伊藤永慈議員。

○9番 伊藤永慈議員 ウソの対策は、していただけるということで、ぜひ頑張っていたきたいと思います。私からは、要望として、今市長さんがおっしゃったようにやるということで、特に重点的な要望をちょっと言って終わりたいと思います。

まず、公園管理課によって桜の樹勢回復のため、施肥や土壌改良が行われ、著しい成果を見ていることだが、観光地としてのポイントの整備は一向に手つかずのままで、特に最大の目玉である津軽鉄道桜のトンネルの延長と湖畔の桜並木造成は芦野公園の魅力アップに欠かせない整備であります。計画として、園内の津軽鉄道線のスギとクロマツを伐採して、桜のトンネルを延長し、つり橋対岸から福山邸にかけて繁茂するクロマツ、スギ、雑木を伐採することで湖畔全体を明るくして遊歩道沿いに桜の植樹を拡大することが必要ではないかと思っております。

また、園内のクロマツの密度が濃すぎるため、日照不足で暗いイメージがあるので、一定規模の間伐が必要であります。そして、段階的に遊歩道沿いの雑木や灌木の伐採を拡大し、将来は川倉地蔵尊へ至る遊歩道からキャンプ場までの湖畔全域を桜で囲むことで明るさに満ちた公園となり、猛禽類の活動も広がることによって野鳥の食害も防止できるのではないかと考えております。

芦野公園については、民間の意識が高く、具体例を挙げると今から5年前に地元の業者と東京ふるさと金木会によって桜が植栽され、今では見違えるような変貌をしました。その際は、市の公園管理課が全面的に協力して県自然保護課と交渉に当たり、雑木の処理にも予算を計上して最新システムで廃棄物をチップ化して土の中に戻したと聞いております。その後も五所川原市建設協会がボランティアで整備をしており、かなぎ百年桜保存会応援隊が発足するなど、芦野公園に対する民間の意識は高まる一方であります。せっかくこのような前例があるのですから、必要な整備については県自然保護課と規制緩和に向けた話をして、計画を立てて、前向きな体制づくりを進めていただきたいと要望いたします。

参考までにですが、桜の提供については、東京ふるさと金木会が幼木ではなく半成木を多数提供すると言っており、植樹の機会を待っている状態であります。彼らは、ただ

提供するだけでなく、提供者の家庭が永久的に責任を持つとまで言い切っておりますので、よろしくお願いします。まず、予算的には、多額な費用がかかるわけではないので、長期的な計画を立てて四季を通じた憩いの場として全国的に知れ渡るような公園を目指していただきたいと、これらを要望して、今まで何か話を聞くと計画がなかったということなんで、そういう将来の芦野公園はどうあるべきか、その計画を立てて、木ですので、長期的な計画が必要です。その辺を検討しながら本当に全国的に誇れるような公園にしていだきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

終わります。

○三潟春樹議長 以上をもって伊藤永慈議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時28分 休憩

午後 1時05分 再開

○川浪茂浩副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

18番、阿部春市議員の質問を許可いたします。18番、阿部春市議員。

○18番 阿部春市議員 一登壇一

平成25年第2回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

先ほどもありましたけれども、最初に先ごろ80歳で世界最高峰エベレストに登頂した本県出身の三浦雄一郎さんの偉業はすばらしいの一言に尽きます。滞在先のホテルで夢を見て、諦めずに実行したと言ったそうであります。帰国後は、温泉にのんびり浸かって日本酒をゆっくり飲みたいと話したとのこと。まさに生きることが挑戦であることを感じ取ることができます。それを実践しているのですから、怪物であると言わなくてはなりません。同じ山登りを趣味としている私には、爽やかな感動を与えてくれたものであります。

質問の第1点目は、当市の将来人口対策についてであります。今年3月27日、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が将来推計人口を発表し、それをマスコミを通して知りました。発表によりますと、当市の推計人口は2020年に5万人、2030年には4万3,000人、2040年には3万6,000人となっています。これは、決して当市に限ったことではございません。県内の今別、外ヶ浜、深浦、中泊の各町では、人口が半分以下になるとのことです。少なくなるとは思いつつもデータで示されると愕然とした思いであります。時あたかも当市の総合計画が平成26年度で計画期間満了になることから、次

期計画書作成に向けた準備に取りかかっているところかと思えます。その基本になるのが人口フレームの制定であります。このデータをそのまま使用するのかは議論のあるところではありますが、厚労省の資料であれば、信頼性の高いことに間違いありません。この発表を見て、我々の時代はよいとしても子供や孫の時代のために今を生きる我々が何をすべきか、何をしなければならないのか、その思いに強く駆られたのであります。市民の何人からも言われたし、さきの東奥日報の明鏡欄にもありました。人は、国家の活力源である。為政者は、今から手を打たねばならない。国の施策で人口が増えたフランスに人を派遣してみてもどうかとありました。御指摘のとおりだと思いました。

今年3月末には、本県の高齢化率が発表になりました。それによると、県全体で26.6%で当市は28.07%となっていました。これからも増え続ける高齢化、さらには平均寿命、がん死亡率は本県が全国の中でワーストワンであります。本県を当市に置きかえた対策も必要かと思えます。お年寄りたちには、安心して生活できる環境づくりを与えてやりたいものであります。

一方では、子供を一人でも多く産んでもらう環境対策と、若者には就労の場の確保であります。そのことで生産人口を増やすことができると思えます。どれを考えても簡単なものではありませんが、果敢な取り組みが必要と思うのであります。当市の将来を思うにつけ、小さくてもきらりと光る、そんな対策を考え出してまちづくりをしたいものであります。

市長は、その辺をよく理解しているようで、結婚披露宴会の挨拶で子供を多くつくてほしいとの趣旨の御挨拶をしておられます。人口に対する危機感を持っておられるからでありましょう。どうぞ行政投資を惜しまないでほしいと思う次第であります。経済を立て直すには、行政だけでは限界があります。民間の協力が不可欠です。お互いに手を携えて協力し合うことが肝要であります。

また、当市の小中学校全体で年間約200人ずつ児童生徒が減少していると聞き及んでいます。危機感はあるが、特効薬がないのが現状であります。以上、あるべき方向性と現状について申し述べました。

そこで、質問ですが、1点目は総合計画づくりに着手したものと思えますが、どういうプロセスで検討されているのか質問します。

2点目は、定住計画を作成してほしいと思えますが、いかがでしょうか。これには、いろいろな要素が含まれてきます。

3点目は、黒石市が旧松の湯再生計画について全職員を対象に研修会を実施したと報じられていました。ともすれば、役所事は関係部署の職員だけが対応しているようであ

りますが、全職員が共通認識に立ってどうすればよいか考えるべきと思うのであります。そして、自分には何ができるのか考えてほしいものであります。つまりは、ピンチをチャンスに変える発想であります。そのためには、まずは職員が知恵を出し合うことが必要と考えるのであります。将来の人口問題をテーマに、全職員を対象とした研修会を実施すべきと思いますが、いかがでしょうか。

4点目は、この問題は当市の最大の課題だと思っています。恐らく市長も同じ認識だと思いますが、いかがでしょうか。何事もトップに立つ者が動かないと、物事が前に進みません。そういう意味で、市長の意気込み、思いを示してほしいと思います。

質問の第2点目は、みどりの相談室設置についてであります。これは、市民からの要望で弘前市で行っていることを当市でも実施してほしいという内容であります。少子高齢化と言われて久しくなりました。サラリーマンを定年退職して畑を借りたり、あるいは庭を利用して野菜づくりをしている人が多いようであります。そして、ガーデニングを楽しむ人も増えています。また、庭の木々の手入れ等に汗を流していますが、これらのやり方を知らない人は、インターネットで調べることもできますが、多くの人は友、知人から聞いての作業のようであります。

そこで、気軽に相談できるみどりの相談室のようなものを設置して、市民サービスの向上を図るべきと思いますが、実施に向けての検討方をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

質問の第3点目は、教育行政についてであります。最初に、紹介したいことがあります。市内の中央小学校に5年勤務されて定年退職した竹浪誠也前校長が先ごろ校長コラム集を一冊の本にまとめ、発刊しました。この本を読んでみて、子供たちとの触れ合いを通して本当の意味での教育のあり方、基本というものを教わった気がしました。また、教師のあるべき姿を追求し、それを実践してきたものと思います。できれば私も竹浪先生に教わってみたいとも思いました。当教育界の久しぶりに感動ものに接した思いであります。教育委員会の皆さんはもちろんですが、議場におられる皆さんにも御一読をお勧めしたいと思う次第であります。

次に、質問に移りますが、1点目は青少年の健全育成についてですが、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書が我々議員にも毎年配付されておりますが、それによりますと青少年の非行防止、不良行為少年の早期発見、早期指導を行ったとありますが、課題として巡回活動は広範囲であるため、指導員の増員が必要とあります。また、青少年健全育成面では、市独自の活動を実施し、応援態勢を強化する必要があると示されておりました。その後、どのように対応されているのか説明を求

めます。私が心配するのは、非行がいじめ等に波及しているのではないかと思うからであります。

2点目は、いじめの対策についてであります。いじめの実態については、さきの議会で答弁がありましたので、今後の対策について質問させていただきます。事の重要性を認めて、政府は総理大臣をトップにいじめ対策や教育委員会改革を議論する教育再生実行会議を発足させ、特にいじめ対策は早期に取りまとめ、いじめ防止対策基本法を制定する考えであります。こうした動きの中で、国、県からの対策としての指示や指導が来ているのかであります。加えて、当市の教育委員会として防止策をどのように考えておられるのか質問します。

さらには、教育委員会のあり方がさまざま議論されていますが、教育長としてどのように考えておりますでしょうか。

3点目は、中学校の武道必修化に伴う柔道選択の状況と対応についてであります。ある調査によると、衝撃を緩和する畳やマットの不備、適正な指導者がいない学校もある。さらには、事故発生時の応急処置や連絡体制のできていない学校もあったとのことあります。当市の実情として問題点はないのか質問します。以上が教育行政に関する質問であります。

次は、改正高年齢者雇用安定法に基づく職員の対応についてであります。この法律が4月から施行されました。内容は、少子高齢化で働く若い人が減少しており、高年齢者の活用を図るため、企業には従業員を65歳まで雇用を義務づけるものであります。具体的には、定年延長、定年の廃止、そして継続雇用制度の導入のいずれかを実施することとなっています。今後は、さらにその動きが加速されてくるものと思います。

そこで、当市の職員の対応について、どのように考えておられるのかであります。当市には、職員の再任用制度が平成12年に条例化されています。これとのかかわりをどうするのかであります。これまで再任用者はゼロであります。いずれにしても、職種のあり方が気になるところであります。これからのことではあります、方向性を示してほしいと思います。

最後は、職員の人材育成についてであります。担当のほうから今後5年間の定年退職予定者を確認しましたら、平成25年度は28名、平成26年度は34名、平成27年度は17名、平成28年度は25名、そして平成29年度は20名で合計124名となっています。とりわけ平成25年度は部長級が5名定年を迎えるそうであります。現在の職員数が504名であります。そのうちの25%がこの5年間で定年退職することになるわけであります。今後は、定年延長ということも考えられますが、人材の育成が急務だと思っております。こうした

状況下において、人材育成にどのように取り組んできたのか、その説明を求めます。

さらには、人事評価制度を導入していますが、その内容はよいとしても現実に機能しているのかであります。いろいろな制度がありますが、制度の定着までは時間がかかるとも言われます。現在どのような状況にあるのか質問させていただきます。試行段階は、いつまでを見ているのかであります。

以上で1回目の質問とします。

○川浪茂浩副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの阿部議員にお答えいたします。

平成17年国勢調査では、当市の総人口は6万2,181人でしたが、平成22年国勢調査では5万8,421人と5年間で3,760人減少しております。また、厚生労働省に設置された研究機関であります国立社会保障・人口問題研究所の去る3月の発表では、平成32年に5万903人、平成52年には3万6,358人という数字が示されるなど、人口減少社会の対応は大きな課題であると認識しております。人口減少の速度をいかにして緩やかにしていくのかということは、次期総合計画の最も重要なテーマであると考え次第でございます。

また、人口減少に加え、少子高齢化という構造的な問題もあり、15歳未満の年少人口の減少と15歳以上、65歳未満の生産年齢人口の減少による社会経済活動の停滞も危惧されるところでございます。人口減少対策については、安定した雇用環境や子育て支援の整備など、複合的な政策による定住促進に加え、付加価値の高い産業の育成や地域外からの交流人口の増加に向けた施策を進めていく必要があると考えております。

また、高齢化社会に呼応し、高齢者が充実した生活を送ることができるようなまちづくりも求められているところでございます。次期総合計画では、こうしたさまざまな課題に対し、職員のアイデアはもちろん、市民の皆様の意見を踏まえ、それらを計画的に反映してまいりたいと存じております。

以上でございます。

○川浪茂浩副議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 阿部議員にお答えします。

まず、現行の教育委員会制度についての考えということですが、現制度では教育委員会は地方教育行政の最高意思決定機関であり、政治的中立性の確保と安定した教育の継続的实施のため、市長から独立した合議制の執行機関となっております。

また、教育行政は、広く地域住民の意向を踏まえて行われていることが重要との考えから、教育の専門家ではない一般の人が参画し、教育長との連携、協働により教育行政

を担当するとされ、法律では教育委員に保護者の代表を含めることが定められております。しかしながら、近年いじめや体罰などで全国的に子供の生命が危険にさらされたり、教育を受ける機会が妨げられたりする事態が相次いで生じていることから、教育委員会制度の見直しが指摘されているのも事実でございます。このような中、議員も御承知のように、平成25年4月に第6回教育再生実行会議の中で教育委員会制度等についての提言があったところです。提言の柱の1つは、教育長を教育行政の責任者として権限と責任を一元化するなど、現行の制度を抜本的に見直すものです。ただ、現行の制度においても教育長は教育事務を委任されており、体制がしっかりしていれば教育委員会事務局と学校が協力して迅速な判断や対応ができるものと考えています。いずれにしても、現行の制度の中で保護者、地域社会に信頼される教育行政を目指していかなければならないと考えております。

次に、いじめの問題に対する、まず国、県の動きについてお答えします。まず、国からは、平成18年10月に今までのいじめの定義をよりいじめられている児童生徒の立場に立った方針に改め、いじめ問題に関する基本的認識と取り組みのポイントを示したいじめ問題の取り組みの徹底についての通知がありました。その後も文部科学大臣談話や数々の通知があり、最近では昨年はいじめの実態を把握するための緊急調査や、今年5月には早期に警察へ相談、通知すべき事案についての通知があったところです。県では、これらの通知を受け、市町村教育委員会に対して具体的な取り組みや支援を継続して行っております。昨年からは、いじめのない学校づくり推進事業としていじめ問題対応の手引きの作成やネットいじめを防ぐための情報モラル指導者講習会などを実施しております。

次に、市の防止策についてですが、国や県の通知を受け、各学校に周知徹底を図るとともに、各種調査を通じて各学校の実態把握に努め、指導に当たっております。具体的には、年2回、全ての小中学校に指導主事が訪問し、生徒指導にかかわる状況を確認しております。特にいじめの問題については、具体的な状況把握に努め、継続的に指導、助言を行っております。また、スクールカウンセラーの継続配置、子ども110番電話カードの配布や市の適用指導員による教育相談の充実にも努めております。さらに、今年度は、新たにいじめの問題に的確に対応するための指導力の向上を目的とした研修会を7月に開催することとしております。

最後に、保護者への対応としては、昨年10月と今年4月には教育長と小中学校長の連盟で保護者や地域の方へいじめの問題についての学校による取り組み、教育委員会による具体的支援についてお知らせしているほか、家庭教示用としていじめ相談のリーフレ

ットを配布し、周知を図っております。教育委員会では、今後も県教育委員会、児童相談所、警察等の関係機関との連携を一層強化し、いじめの問題への未然防止に積極的に取り組んでまいります。

以上です。

○川浪茂浩副議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 次期総合計画の策定スケジュールからお答えいたします。

まずは、今年度に当市を取り巻く社会経済動向の整理といった現状調査及び将来人口のフレームの推計などを行うこととしております。また、市民3,000人を対象にした市民意識調査を実施いたします。平成26年度は、こうした現状分析を踏まえ、職員による庁内検討会議と市民によるワークショップなどを開催し、得られた意見を反映させ、10年間の基本構想と向こう5年間の前期基本計画を策定する予定としております。

また、次期総合計画については、人口減少、少子高齢化、過疎化の進展など、当市を抱える課題解決にふさわしい、より実効性のある計画を策定していく必要があります。このため、計画策定支援委託業務については、高度な知識や技術を備え、かつ行政計画作成の経験を有する事業者の中から提案された企画内容を副市長を会長に庁内部長等で構成する審査会において評価選定する指名型プロポーザル方式により進めることとしております。

議員御提言の定住計画でございますが、平成の大合併はこれまでにない新しい形態の市町村を数多く生みました。端的に申し上げれば、面積が超広大で中山間地が多く、高齢化が進んだ集落を抱え、さらには飛び地を抱える自治体を生みました。当市を含むこれら自治体の最大の課題が過疎対策だと考えております。定住促進計画を推進することについては、人口減少の速度を少しでも緩和するために重要であり、これに加えて地域外からの交流人口の拡大など、移住、交流、定住といった観点から幅広く検討していく必要があると考えております。こうしたことから御提言の定住計画につきましても最も重要な課題の一つとして捉え、次期総合計画策定の過程で、その内容を反映していく予定であります。

それから、黒石の事例をもとに御提言をいただきました。新聞報道にもありましたように、黒石市の旧松の湯の再生計画について全職員が知恵を出し合う研修会を開催したということでございます。みずからの部署の垣根を超えて、市民のために職員みずからがどうかかわっていくことができるかという視点でさまざまなアイデアを出していくことは、大変すばらしい取り組みであると考えております。当市では、平成22年度から職員提案制度を取り入れ、市政に関する改善等について全職員からの提案を求め、職員の

創意工夫に基づく改善意欲の向上を図って、事務の効率化と市民サービスの向上に努めているところであります。この制度の大きな特徴は、提案者が所属長等の許可を要せず、自由にアイデアを発案できる点にあります。実績を申し上げますれば、平成22年度は7件の応募があり、採択4件、不採択3件でございました。そして、平成23年度は、17件の応募があり、採択が9件、不採択が8件でございました。平成24年度は、7件の応募があり、採択3件、不採択4件であり、その内容も教育、福祉、農政など幅広い分野にわたるものでありました。黒石で行われた研修会の意図は、市内の一体感を醸成し、職員の人材育成に寄与することであり、こうした点では当市の職員提案制度も全く同様の趣旨に基づくものであります。このことから、今後とも職員提案制度の運用を含め、全職員の施策横断的なアイデアを募りながら人口減少社会への対応という共通認識に立って、さまざまな手法を検討してまいりたいと考えております。

○川浪茂浩副議長 建設部長。

○菊池 司建設部長 みどりの相談室設置についてお答えいたします。

現在県内でみどりの相談室を設置しているのは、八戸市と弘前市であります。弘前市に問い合わせしましたところ、弘前市では公園緑地課が外部委託し、一般社団法人弘前市みどりの協会が指定管理者となって業務に当たっております。展示会や講習会の開催を行うほか、花と緑の相談、指導を4名体制で行っております。相談員としては、県の農業改良普及員や農業高校を退職された方を初めとして、長年園芸を趣味としてこられた方もございます。主な相談内容といたしましては、庭木の剪定や病虫害の防除が一番多く、次に鉢花や山野草の栽培、洋ランの栽培、野菜の栽培と多岐にわたっております。その他、樹木医3名による予約者への家庭訪問を通じて直接指導も月2回の頻度で行っているとのことでございます。また、観葉植物や最近人気のガーデニングの相談等も考慮すると、多様な知識を持った人材を確保することが相談室開設の必須事項であると考えられます。

以上のことから、当市にとってどのような形が望ましいかなど、今後経費的な面も含めて検討してまいりたいと思います。

○川浪茂浩副議長 教育部長。

○岩崎明彦教育部長 私のほうからは、少年指導員についてと柔道の指導体制についての2点について御答弁申し上げます。

まず、少年指導員の人数と活動状況についてお答えいたします。市では、青少年の健全育成推進のため、独自の事業として五所川原市少年相談センターを設置して非行の未然防止や早期発見のため、少年指導員を委嘱しております。少年指導員には、PTAの

役員、主任児童委員、健全育成推進員など、青少年健全育成に御理解のある方々を委嘱しております。その主な活動は巡回指導で、市内のショッピングセンターやゲームセンターなど、青少年の出入りの激しい店舗や駅、公園、以前に問題行動の報告のあった場所、また想定される場所などを重点的に巡回しています。昨年度の実施回数は、五所川原地区が40回、金木地区が10回、市浦地区が2回の合計52回となっております。少年指導員の人数であります。平成21年、22年度が32名、23年度、24年度が33名、今年度からは35名の方々に委嘱しております。内訳は、五所川原地区が26名、金木地区が6名、市浦地区が3名であります。センター規則では、少年指導員の定数は60名以内となっております。教育委員会としても増員に努めているところでございますが、青少年の健全育成に造詣の深い適任者の確保は大変難しく、昨年度に比べて2名の増員にとどまっているのが現状でございます。今年度は、これまで巡回した少年指導員の意見を参考にしまして、巡回指導班を1班増やしてエルムの街ショッピングセンターを集中的に巡回する計画としております。

次に、武道必修化に伴う市内中学校での柔道選択による学習状況についてお答えいたします。市内の中学校では、平成24年度からの武道必修化に伴い昨年度と同様に6校中4校が柔道を選択し、合計で1,559名の生徒が柔道の授業を受けております。実際の授業は、柔道場を使用している学校が3校、体育館を使用している学校が1校であります。体育館を使用している学校では、衝撃吸収マットや畳の滑りどめマット、ずれ防止シートを使用するなど、十分な安全確保に努めております。また、4校全てにおいて免許を所有する保健体育の教員が担当し、そのうち1校では外部指導者も活用しております。外部指導者であります。柔道の専門的知識や技術、経験を有する方で、県教育委員会から特別非常勤講師として派遣され、年間30時間、担当教員とともに指導に当たっていただいております。

安全管理につきましては、昨年3月に文部科学省が柔道の授業の安全な実施に向けてと示した安全管理ポイントの資料に基づきまして、各学校では柔道指導体制を整備しながら指導の充実を図っております。また、柔道の担当教員は、県教育委員会が主催する柔道安全指導研修会にも参加するなど、指導力の向上に努めているところでございます。今のところ授業中の事故の報告はありません。事故が発生した場合の対処マニュアルにつきましても4校全てが策定を終えておりますが、今後につきましても安全管理の徹底について指導してまいります。

○川浪茂浩副議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 改正高年齢者雇用安定法に基づく職員の定年延長についてお答え

いたします。

これまで政府内におきまして国家公務員の雇用と年金の接続について検討が重ねられた結果、民間企業の実態としては定年延長ではなく継続雇用制度が主流となっていること、また改正高年齢者雇用安定法の施行により、民間において希望者全員を継続雇用制度の対象とすることが求められることを踏まえ、当面定年退職者が年金支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用を義務化することが今年3月に閣議決定されております。あわせて、地方公務員におきましても再任用制度の活用により雇用と年金を確実に接続するよう要請されているところでありまして、本市におきましても今年度定年退職となる職員の再任用について、現在準備を進めております。

また、この閣議決定の中では、段階的な定年の引き上げを含めた雇用と年金の接続のあり方について改めて検討を行うこととされております。本市の定年については、国家公務員の定年制に準拠すべきものとした地方公務員法の規定に基づき、条例で60歳と定めているところでありますが、今後においても国や民間部門の定年制に関する動向を注視していく必要があるものと考えております。

次に、再任用制度についてでございます。本市の再任用制度の活用につきましては、今年度定年退職となる職員を対象に、現在準備を進めているところでございます。職種につきましては、窓口業務、市税、保険料等の相談、給食調理員、学校用務員などを想定しており、今後関係する課と協議の上、具体的に検討してまいりたいと考えてございます。本市においては、再任用制度のもと、職員の雇用と年金の接続を図るとともに、人事の新陳代謝を図り、組織活力を維持しながら職員が培ってきた多様な専門的知識や経験について公務内で積極的に活用できる環境の整備に今後も努めてまいりたいと考えてございます。

次に、職員の人材育成についてでございます。五所川原市の人材育成基本方針がどのように活用されているかでございます。市では、職員の能力開発を効果的に推進するために、人材育成の目的、さらに方策等を定めた五所川原市人材育成基本方針を平成17年3月に制定しております。この中で、本市の目指すべき職員像としまして誠実、情熱、それから創造の3つのキーワードを掲げ、それぞれ具体的に職員像を示し、これまで職員研修を実施し、人材育成を推進してきたところでございます。今日地方分権が推進され、高度化、多様化する住民ニーズに応え、住みよい地域社会を築き上げていくためにも地方自治体の果たすべき役割はますます重要となっております。時代の変化に対応する人材の育成の積極的な推進がますます重要となっております。こうしたことから、今後においても人材育成方針に基づき、総合的な取り組みを行っていくとともに、職員が

意欲を持って自己啓発に取り組むことができるよう職場環境及び人事管理等の改善や職員研修の充実をより一層図ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、人事評価制度の定着度合いでございます。人事評価制度は、客観的なものとなるよう、あらかじめ定められた基準に従い点数化し、評価しております。また、評価が偏ることのないよう2名の評価者により行ってございます。地方公務員法改正の可能性を見据え、平成22年度より試行しており、平成24年度には第3次試行を実施し、全職員に対する能力評価と業績評価を行っております。同時に、アンケート調査を行い、人事課へ寄せられました意見をもとに検証し、評価方法やマニュアルの見直しなど、実施に向けた検討を行っているところでございます。現在は、まだ試行段階中ではありますが、人事評価の結果の活用には至っておりませんが、将来的には職員の能力を最大限に発揮させることを目的としまして取り組んでまいりたいと考えてございます。

○川浪茂浩副議長 18番、阿部春市議員。

○18番 阿部春市議員 いろいろ御答弁をいただきました。ありがとうございます。

まず、1点目の当市の将来人口対策について。市長、何かこう私意気込み、思いというのがもう少し力強いものなのかなと、こういう思いを持っていたのですけれども、何か質問の仕方が悪かったのかどうかわかりませんが、何かその点でちょっと弱いなという感じを受けました。いずれにしても、特効薬はないわけですから、長いスパンで考えていかなければならない。全庁一丸となった取り組みをしていかなければならない。とりわけ、先ほども言いましたとおり、総合計画をどのようにつくるのかということが当面の大きい課題であります。

そこで、総務部長、財政部長、先ほど答弁ありましたけれども、現状調査、3,000人のアンケートなどを今年して、来年度にしていく。1点だけ確認させていただきますけれども、先ほど私が質問しました人口問題調査会ですか、厚労省の発表、人口のフレームについて、あのデータをこれからの総合計画の中で、このデータを使っていく予定なのか、その部分だけは確認したいと思います。もしもそれを使っていくとするならば、現在の人口が減少するという総合計画になるわけですから、その肉づけ、行政投資がどういう形でこれからやられるべきかということに議論が集中していくと思いますので、その点だけをまず後で答弁をお願いします。

それから、みどりの相談室について、建設部長、今答弁ありました。これは、私が考えたのではなくて、市民の声なのです。そういうのがあれば、非常にいいなということから、市民から私に寄せられたことでありますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと要望しておきたいと、こう思います。

次に、教育長、教育委員会改革について今答弁ありました。国、県の指導を受けながら、動きを受けながら、当市としての教育委員会のあり方、教育委員会の教育長として、どんな気持ち、どういう考えを持っているのかということを実は聞きたかったのです。その一部ありましたけれども、こういうふうに国の中でこう動きがあるけれども、当市ではこういう教育委員会にあったほうがいいという考えがあれば、もしそこがあればお聞きをしたいなど、こう思います。

それから、人材の育成について2点質問します。まず、1点目は、今年の4月に当市内にある焼き肉レストラン一心亭さんが経済産業省が企画したおもてなし経営企業選全国50社に選ばれ、県内では唯一の選出であったと、こうあります。具体的な新聞報道なのですけれども、社内研修をしっかりとやる気を引き出している、ということ。当市の企業であります。何か先ほども言いましたとおり、役所事というのは研修をやればいい、あるいは中央から講師を呼んできて研修をやればいい、そういう考えが多いのではないかと、こう思うんです。そういう意味で、全国50社に選ばれた、こういう企業の社長さんに来ていただいて研修の講師をやってもらうとか、そんなことでレベルアップをできないものか。一心亭さんに限らず、民間の経営者に来ていただいて、研修の質を高めていくべきじゃないのかと。研修のあり方でこの辺、どのように考えているのか質問します。

それから、2点目は、質を高めるという意味から、先ほども部長答弁一部ありました。やっぱり啓蒙活動が必要だと思うんです。例えば資格を取るとか、そのためのいろいろな自分で努力をする、そのための研修のあり方というのを、先ほども一部答弁がありましたけれども、これももう少し精度を高めた啓蒙活動、そういうものが必要ではないかと、こう思うんですが、その点、どのように考えているのか質問をしまして再質問とします。

○川浪茂浩副議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 今阿部議員のほうから教育長としての考えはどうかというようなことがありましたけれども、現在教育再生実行会議では委員会制度が今これから議論される状態でありまして、ただ大きい柱は教育長の権限を強くするということが大分大きいわけですけれども、ただそれだけで果たして今の、例えばいじめとか、そういうようなものが急に変わるということはありません。私はそう思っています。その中で、やっぱり今の現体制の中で、制度の中で教育委員会、それから事務局、学校、もちろん保護者、地域と一体になって取り組んでいかなければ、一つ一つの事例に対して教育委員会も学校もみんな一緒に取り組んでいくという、その姿勢がやっぱり親に伝わらないと変わらない

と思います。これからいろいろ制度を議論されていくわけですが、それは注視しながらも今現在の制度の中で教育委員会を中心に私たちは頑張っていく、そういうふうな形、そういうふうな考えを持っていますので、何とかよろしくお願いします。

○川浪茂浩副議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 総合計画の推計人口についてでございますけども、一番には国立社会保障・人口問題研究所が発表された推計人口については、やはり十分な分析が必要かと思えます。その分析をもとに、当市の事情を踏まえた形で当市の部分においては、人口がどのように推移するかという形のを加えたものを将来推計人口に置かなければならないかと考えております。いずれにいたしましても、人口に関しては、次期総合計画においては大変厳しい人口減少化のもとに作成しなければならないものというふうに考えております。

○川浪茂浩副議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 研修につきまして、一心亭の研修等を参考にできないかとの御提言でございます。一心亭におかれましては、会社全体の目指す方向性などを共有することに力を入れまして、定期的に研修を行っていると同っております。当市におきましても職員の能力開発につきましては研修が重要な役割を果たすことから、年度ごとに年間研修計画を策定し、職員研修を実施してございます。今後、民間の経営者の講師への活用を含めながら、また一心亭の研修を参考にさせていただきながら当市のさまざまな課題に的確に対応し、市民の期待に応えるために職員の資質をより一層向上させ、可能性や能力を最大限に引き出していくことを目的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、自己啓発についてでございます。職員の自己啓発につきましては、市職員としての仕事についての能力を向上させ、さらには将来のために潜在能力を磨くことができるとともに、個人としての人間性を高めたり、特技を磨いて人間としての幅を広げたりすることができるものと考えてございます。このようなことから、当市では職員内部研修や希望者を募り、県内外への研修機会へ派遣するなど、能力開発に向けた研修事業を実施してございます。

また、職員提案制度の実施により、職員の自由な発想が事業化され、活用してございます。今後も研修内容を充実させ、職員自身が自己啓発に積極的に取り組みやすい環境づくりを推進してまいりたいと考えてございます。

○川浪茂浩副議長 18番、阿部春市議員。

○18番 阿部春市議員 いずれにしても、私が今回取り上げた部分というのは、今後のい

わゆる当市の課題でありますので、とりわけ人口問題については市長からも今もう一言あるのかなと期待もしたんですけれども、これからの部分です。私は、今回4点について質問を通告しましたけれども、職員が丁寧に聞き取り調査に来ました。そのぐらい職員もやっぱり緊張感を持って聞き取りに来たものと思います。そういう意味で、これからどう取り組むのか、特に将来の人口対策については最大の課題だという認識に立って、今回どういう取り組む姿勢が示されるのか、そこを一番注目したわけでありましてけれども、いずれにしても先ほど申し上げましたように、市長がリーダーシップを発揮して牽引車のように引っ張っていかなければ、この対策は前に進まないと思いますので、このことを再度お願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○川浪茂浩副議長 以上をもって阿部春市議員の質問を終了いたします。

次に、25番、平山秀直議員の質問を許可いたします。25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 一登壇一

至誠公明会の平山秀直でございます。平成25年第2回定例会に当たり、通告に従って一般質問をさせていただきます。

東日本大震災から2年3カ月、復興庁によると5月現在避難者30万人、そのうち福島県外へは5万5,000人の方がいまだに避難生活をしている現状にあり、今後より一層復興に向け加速させる必要がございます。全国の地方では、大震災に備えた地域防災計画の見直しに向け積極的な取り組みがなされていて、当市においても防災減災対策の推進に向けて、より一層の取り組みが必要と考えます。

そこで、通告の第1点目、地域防災対策についてであります。その1つ目は被災者支援システムの活用状況についてお伺いいたします。被災者支援システムとは、被災者の氏名、住所など、基本情報や被害状況、避難先避難者証明の発行などを総合的に管理するもので、総務省で全国の自治体への利用促進を図ってまいりました。しかし、震災直後では、約220自治体にとどまっておりました。当市では、震災後検討し始めたと思われます。災害発生時においては、行政の素早い対応が被災者支援や復旧、復興に不可欠であり、被災者支援システムの普及、活用が大切と思われませんが、当市の取り組み状況は現在どうなっているかお伺いいたします。

第2点として、公共施設の防災機能強化についてお伺いいたします。公共施設は、その多くが避難所に指定されております。震災後、この公共施設は、どのように防災機能が強化されてきたかお伺いいたします。

第3点は、地域防災計画の見直し、その見直しについてお伺いいたします。地域防災計画は、震災後、さまざまな反省点から、その見直しが必要となってまいりました。当

市では、どのように見直しの点がなされているか、またその見通しはどうなっているかお伺いいたします。

続いて、通告の第2点目、地域経済活性化策についてお伺いいたします。現在の自公連立政権は、アベノミクスの三本の矢のうち大胆な金融政策により株価の上昇を初めとする景気浮揚の兆しが見え始めております。しかし、経済再生への取り組みは、まさにこれからであります。第2、第3の矢によって効果を実体経済に反映させ、国民が実感できる経済状況にする必要があります。そのためには、地方経済に、中小企業に、そして生活者に実感できる経済にしなければなりません。今まさに7月の参議院選挙の重点政策が訴えられておりますが、実感できる経済成長成果を地方経済、中小企業にもたらし、さらに若者や女性を初めとして雇用を拡大し、国民一人一人の所得の向上につなげる策、これを打ち出していかなければなりません。

そこで、第1点、経済再生に向けた地域経済活性化について、具体的な中心商店街活性化対策について、今後の取り組み、見通しについてお伺いいたします。

第2点のがんばる商店街77選についてお伺いいたします。がんばる商店街77選については、商店街や町なかのにぎわいにつながるさまざまな取り組みを全国の事例から選定、公表し、参考にしてもらうことを目的に経済産業省と中小企業庁が平成18年、平成21年度に実施したものであります。青森県では、青森市の新町商店街、八戸市屋台村みろく横丁、平成21年度には弘前市の下土手町商店街の取り組みが選定されております。五所川原市の商店街は、まだ選定されていませんが、現在いろいろと取り組み始めている考えがあるようでございます。

そこで、お伺いいたしますが、立佞武多広場が先月開設され、今後この広場をどのように活用し、商店街の魅力としていくか、そのお考えをお伺いいたします。

次に、第3点、地域資源の活用についてお伺いいたします。県では、中小企業による地域産業資源を活用した事業に法律に基づいて225件の地域資源を指定していて、そのうち五所川原市に係る地域資源としては平成19年に11資源、今年平成25年度には約2倍の21資源が指定されております。今回新たに指定されたスコップ三味線は、各種イベントで演奏され、ユニークな取り組みで好評を博しております。そこで、当市では、これだけの指定された地域資源をどう経済活性化に結びつけていかれるか、またその支援策についてお伺いいたします。

次に、通告の第3点目、小水力発電の取り組みについてお伺いいたします。第1点は、県、国の小水力発電の取り組みと当市の対応についてであります。5月30日、県土地改良が五所川原市神山の長橋ため池に整備を進めてきました小水力発電が完成し、現地で

落成式が行われました。市長を初め、県農林水産部長、県土地改良会長ら約50人が出席されたそうであります。6月2日には、太田国土交通大臣が青森県を訪れ、十和田市に計画されている小水力発電の建設予定地を視察され、そのとき五所川原市の小水力発電が県内で初めてとなった旨を話させていただき、太田大臣は青森県の取り組みを全国のモデルにしてもらいたいと述べており、小水力発電の普及に期待を示しておりました。

そこで、第1点は、県、国の小水力発電の取り組み状況と当市の対応についてお伺いいたします。

第2点は、今後の取り組みとして、当市では小水力発電についてどのように位置づけ、今後県、国とどのように連携し、取り組みを考えているか、その見通しについてお伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わりますが、市長及び関係部長の御誠意ある答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○川浪茂浩副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの平山議員御質問の当市の中心商店街の魅力について答弁いたします。

がんばる商店街77選につきましては、商店街や町のにぎわいにつながるさまざまな取り組みを全国の取り組み事例から選定、公表し、他の商店街や地域の取り組みの参考とすることを目的に、経済産業省と中小企業庁が平成18年度、平成21年度に実施した事業でございます。青森県からは、平成18年度に八戸市の八戸屋台村みろく横丁、青森市の新町商店街、平成21年度には弘前市の下土手町商店街の取り組みが選定されております。残念ながら五所川原市の商店街は、このがんばる商店街77選に選定されませんでした。町のにぎわいや活性化に向けて懸命の努力を続けている団体は、当市にもございます。当市では、先月町なかの憩いの場として立佞武多広場を開設したところでありますが、この広場にプロジェクト五所川原倶楽部より有田焼と津軽金山焼とのコラボレーションで製作した壁画、版画絵巻五所川原が寄贈されることとなっております。昭和53年の南小学校児童が制作した版画がもとになったこの壁画は、立佞武多広場とともに、新しい町なかの魅力の一つになるものと期待しているところでございます。当市といたしましては、こうした新しい町の魅力を広く発信し、中心商店街に限らず、頑張る商店街の取り組みを後押ししてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○川浪茂浩副議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 被災者支援システムの整備状況及び活用状況についてお答えいたします。

被災者支援システムは、平成7年に発生しました阪神・淡路大震災を契機としまして、兵庫県西宮市が被災地としての経験と教訓、情報化のノウハウを生かし、開発したものでありまして、住民基本台帳データを利用し、被災者台帳の作成、罹災証明の発行など、被災者支援のための総合的な管理を行うことができるシステムであります。当市におきましても同システムの導入を検討いたしましたが、当市の情報管理システムとはスムーズになじまなかったため、昨年6月に独自の被災者支援システムを構築いたしております。当市の被災者支援システムの特徴といたしましては、住民基本台帳、固定資産台帳及び災害時要援護者支援システムから情報を取り込むことによりまして、大規模災害発生時に避難所において受け付けをした避難者情報の一元管理が可能となり、さらに家屋の被害情報を登録することにより、罹災証明発行業務の迅速化、円滑化を実現しております。昨年7月、実際の災害発生時には、スムーズにシステムを運用できるよう関係課に対しシステム操作説明会を実施し、さらには同月に市浦地区におきまして開催いたしました市総合防災訓練においてシステムを活用した訓練を実施しております。

また、本年10月に金木地区にて開催予定の市総合防災訓練におきましてもシステムを活用した訓練を予定してございます。今後も職員に対する定期的なシステム操作研修や防災訓練での活用を通じまして、操作の習熟に努め、いつでもどこでも起こり得る災害に備えてまいりたいと考えております。

続きまして、公共施設の防災機能強化の取り組みについてお答えいたします。現在建設中の中央小学校や今年度予定しております中央公民館の耐震改修など、市の公共施設につきましてはこれまでも各学校、市民体育館など、避難所に指定されている施設はもちろん、図書館や斎場など、市民が利用する主な施設につきましても耐震診断を実施し、必要に応じて改修、または建て替え等に取り組んできたところでございます。施設の防災機能といたしましても災害時には暖房器具や通信機器用の電力などの確保が重要となることから、昨年度は全コミュニティセンターに、今年度は全小中学校に可搬型の非常用発電機を整備するとともに、災害時に優先的につながる被災者専用の特設公衆電話につきましてもNTTと連携しながら、まずは津波対策を優先し、市浦地域の施設から設置を進めてございます。

さらに、今年度からの3カ年事業といたしまして、青森県再生可能エネルギー等導入事業費補助金を活用し、全中学校への太陽光発電システム及び蓄電池の整備事業を開始しております。公共施設の防災機能強化につきましては、市民の安全、安心のための最

重点施策の一つとして、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えてございます。

続きまして、地域防災計画の現在の見直し状況及び今後の見直しについてお答えいたします。地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、市が防災に関し必要な体制を確立するとともにとるべき措置を定め、住民及び地域を災害から保護し、被害を軽減することを目的としておりまして、五所川原市防災会議において策定し、必要に応じて改定することとなっております。東日本大震災以降、特に津波被害を想定した防災行政の各方面での見直しが行われておりますが、市町村の地域防災計画は都道府県の地域防災計画との整合性を図ることが必要となっており、本年1月に青森県地域防災計画が改定されたことを受けまして、現在改定作業を進めてございます。主な改定内容といたしましては、東日本大震災を踏まえた地震、津波対策の抜本的評価、市災害対策本部の設置基準の見直し、大規模広域災害への対策、教訓、伝承、防災教育の強化等による地域の防災力の向上などについて、それぞれ追加、修正を行うこととなります。今後関係機関との調整を経まして、五所川原市防災会議を開催し、パブリックコメントを実施した上で年内を目途に地域防災計画改定版を公表したいと考えてございますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○川浪茂浩副議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 中心商店街活性化策についてお答えいたします。

現在当市には、組織化されていない商店街も含めて、14の商店街がありまして、そのうち中央通り商店街振興組合、大町商店街振興組合及び協同組合金木あすなろ商店会は、法人組織として活動しております。地域経済が低迷する中、各商店街につきましては、後継者不足や集客力の衰退など、厳しい経営環境にさらされておりました、商店街を構成する店舗数も減少傾向にございます。しかし、商店街ににぎわいを取り戻したいと思う市民は、当然のことながら多いわけでありまして、旧来の大町商店街振興組合が中心となって開催しておりますヤッテマレ軽トラ市や、昨年度市民有志によって設立された株式会社まちなか五所川原が行っております太宰ゆかりの蔵の復元、そしてかなぎ元気倶楽部や金木商工会が中心となって開催するかだるべらりーやリヤカー市など、積極的な活動を展開している団体もございます。今年初め、国が示した日本経済再生に向けた緊急経済対策では、中小企業、小規模事業者等への支援を打ち出しておりました、その中にはやる気のある地域商店街の取り組みを後押しする事業が盛り込まれております。具体的には、さきの国の平成24年度補正予算と平成25年度予算の中で、地域経済の再生を目的に、商店街の活性化に向けた取り組みや施設設備改修を補助する商店街まちづくり事業、地域商店街活性化事業や商店街等による地域コミュニティ機能再生に向けた取

り組みを補助する地域中小商業支援事業が既に予算化、実施されております。このような国の施策等を効果的に活用しながら中心商店街も含め、地域商店街の活性化に向けて積極的な活動を展開する団体に対して支援策を講じてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、地域産業資源への支援についてお答えいたします。議員お話しのとおり、青森県では中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づいて、225件の地域資源を指定しております。この225件のうち本市に係る地域資源として、農林水産物では赤～いりんご、つくね芋、トマト、馬肉、イカ、シジミ、青森ヒバの7資源、鉱工業品、または鉱工業品の生産に係る技術として、議員先ほどおっしゃいましたスコップ三味線、津軽金山焼、津軽三味線、米粉、十三湖シジミラーメン、青森ヒバ材の6資源、文化財、自然の風景地、温泉、その他の地域の観光資源として、金木の地吹雪、ゴニンカントランプ世界選手権大会、斜陽館、十三湖、津軽三味線発祥の地、津軽鉄道、十三湊遺跡、五所川原立佞武多の8資源で、合計21資源が指定されている状況でございます。この地域資源は、平成19年には11資源であったものが約6年間のうちに倍近い地域資源が指定されておりまして、今回新たに指定されたスコップ三味線につきましては、これまで各種イベントで演奏されて、家元、全国支部制度等々、ユニークな取り組みで好評を博しているところでございます。この地域産業資源の活用に関しましては、平成24年度から地域産業振興室が中心となって、加工品部門、1次製品の地域ブランド化と販路拡大を主とした支援策を講じているところでございます。

先週日本経済再生本部の産業競争力会議において、いわゆるアベノミクス第3の矢である成長戦略素案が審議されておりますけれども、その中には日本の産業再興プランの一つとして、中小企業、小規模事業者の革新も目標として掲げられておりまして、地域資源を活用する創業や地域資源を結集させた創業について、中小企業地域資源活用促進法の見直しも含めて総合的な支援を行うということとしております。当市といたしましては、法律等も見直しも含め、地域資源に係る国の施策を注視しながら今後も引き続き関係機関と連携を図りながらその活用を促進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、小水力発電についてお答えいたします。小水力発電につきましては、現在国が進めている再生可能エネルギーの中の一つとして、太陽光発電や風力発電など、他の再生可能エネルギーに比べて天候に左右されない利点があることから、最近注目を浴びている発電システムであります。現在県内では国の補助を受けて、平成24年度に七戸町天間林地区で用水路を活用した発電施設が完成し、現在運用されているところでありま

す。

また、平成26年度には、十和田市三本木地区で発電施設が完成する予定でありまして、その他2地区につきましても事業化を目指していると聞いております。当市においては、農林水産省の低コスト発電設備実証事業を活用したもので、県土地改良事業団体連合会が事業主体となり進めてきた長橋ため池小水力発電所が完成して、今年5月1日から稼働しており、その電力は国の固定価格買い取り制度により電力会社に売電しております。地域の特性を生かし、ため池等を利用し、地産地消型のエネルギーを目指した新しい試みは、全国のモデル地区として大いに期待しているところでありまして、その促進に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○川浪茂浩副議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 小水力発電の市の姿勢についてお答えいたします。

東日本大震災による原子力発電の被害を受けて、日本国内で再生可能エネルギーの注目が高まっています。特に話題になっているのが太陽光発電や風力発電ですが、発電量が安定しないなどの問題点があることから、比較的発電量が安定している小水力発電が現在注目されています。小水力発電の長所と言われているのが昼夜、年間を通じて安定した発電が可能、設備利用率が高い、太陽光と比較して設置面積が小さい等が挙げられています。短所と言われているのが設置地点が限られる、水の使用については利害関係がつかまとう、他の再生エネルギーより初期投資が高い等が挙げられています。今は、まだコストの高い再生エネルギーの普及を支えるため、再生エネルギーの導入については国等からの発電設備、または再生可能エネルギー熱利用の設備導入への助成事業と、電力会社に一定の期間、固定価格で買い取ることを義務づける固定価格買取制度の2つで支えられています。固定価格買取制度は、電力会社が再生可能エネルギーにより電気を買う取る費用を再生エネルギー賦課金として電気を使用する家庭の全ての家庭から電気量に応じて徴収するもので、再生エネルギーにより電力会社への売電が進めば進むほど御家庭の御負担が増える制度であります。このような状況下においては、やはりエネルギーの自給率の向上、地球温暖化対策、または災害時のバックアップ電力として公共施設等への発電施設、または再生可能エネルギー熱利用設備について、国の補助等を活用しながら今後も前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

○川浪茂浩副議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 どうも答弁ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

第1点の地域防災対策について、2点お尋ねいたします。地域防災対策で被災者支援

システムについて、五所川原市独自で被災者支援システムを構築したというように答弁いただきました。これを今後市職員の方々にきちっと周知させていくことはもちろんですけれども、大規模な災害があったときに市民が、今の現段階ではこういうシステムというのが市民にとっては全然知られていないと思います。この点をどう周知させていくのか、この点をお尋ねします。

それから、第2点として、避難所のことについてですけれども、公共施設の中で、さっきちょっと聞き漏らしたのですけれども、市民体育館の大規模改修、ここは避難所になっていまして、市民体育館の大規模改修、これがどうなっているのか、もう終わったのか、もう行われたのか、ちょっと私記憶にないので、御答弁していただければと思います。

次に、第2点として地域経済活性化対策について、2点ほどお尋ねします。第1点は、立佞武多の広場のことです。立佞武多の広場を開設したわけですが、この広場の活用方法と、それから各種いろいろな行事に関して、これがどこがどう所管して立佞武多の広場を商店街として、また立佞武多の館の隣として広場をどう活用していくのか、その活用方法と、まだ余り広く知られておりません。ですから、この周知方法、もっとアピールできる方法があるんでないのかなと思うわけですが、近いうちに何か南小の壁画でしたっけ、それを設置するに当たって、何かそこで行事が行われるようですが、その点も含めて広く市民に知っていただく方法を御答弁お願いしたい。

それから、第2点は、地域資源の活用のことについて、驚きました。五所川原市では、21も指定を受けているんですね。その中で、今年新聞で見ましたスコップ三味線、私の知り合いの方もやっていますけれども、大変前座としてでもおもしろいし、好評を博していて、これは今五所川原市だけではないですもんね。黒石でもいろいろなグループ、スコップ三味線やっていたりとか、それから首都圏のほうでもグループをつくってやっていたりとかというような、いろいろな団体がございます。このスコップ三味線のことについてですけれども、今後五所川原市のちょっとした市の行事、そういうとこの何かのアトラクションとして、あるいは活用できる方法はないのかなというようにして思うわけですが、こういう計画の見通しがもしあれば、お答えしていただければと思います。

それと、五所川原市の地域資源について、21も指定を受けている、数多くを受けている中で、五所川原市、うまく県、国の予算を活用して、地域資源を五所川原市の経済にうまく結びつけていくのがこれからだと思いますので、この点について、市長先ほど答弁がございましたけれども、地域資源の活用の対策室ですか、これを市長が市長選挙のときに肝いりでつくった室ですので、この室を活用して、もう一度市長、せっかくここま

で素材があるわけですから、これをうまく活用して県、国の予算をうまく結びつけて、五所川原市の経済活性化につなげていてもらいたいと思うわけですが、この点、市長、もう一度御答弁いただければと思います。

それから、最後に小水力発電について、五所川原市小水力発電、ついこの間落成式が行われて、その落成式のときまでは土地改良の問題だというようなことでどうも反応が鈍かったようですけれども、小水力発電のことについて、しっかりと五所川原市でも今後の見通しの位置づけをしていただいて、小水力発電について国の予算を結びつけて経済に位置づけして活用してもらえればと思いますので、この点の位置づけをどうされるのか、この点をもう一度お伺いいたします。

○川浪茂浩副議長 市長。

○平山誠敏市長 せっかく平山議員に指名されましたので、お答えいたします。

地域産業振興室、いわゆるヤッテマレ！本舗でございしますが、昨年設立いたしまして、この地域の地場の産業を大いに育てながら外部に当たって販売活動を行いたいということで、今年度はFDAとの飛行機もできましたので、手薄でございました中部地区、名古屋に一応10月に販売活動もしていきたいということでございまして、せっかく21もございまして、この中でどう企業化してどう販売活動に結びつけるか、それからこれから一番大きな正念場になろうかと思っておりますので、議員の皆様方の御協力、御支援もひとつよろしく願いいたします。

○川浪茂浩副議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 被災者支援システムを市民の方に周知してほしいといったお話でございまして。今後市民への周知につきましては、市のホームページ、それから市の広報などを活用いたしまして、災害対策の中でお知らせしていきたいと考えてございます。

また、自主防災会の説明会におきましてもこのシステムについてお知らせしていきたいと考えてございます。

また、体育館の改修につきましてでございまして。来年度設計に着手する予定となっております。

○川浪茂浩副議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 立佞武多広場の活用方法ということでございました。立佞武多広場につきましては、今年開設したばかりですけれども、やはり商店街振興組合や五所川原市観光協会とも連携を図りながらさまざまなイベントに積極的に利活用していきたいと考えております。周知方法につきましては、市のホームページなり市の広報でもって広く市民の方々に広場を周知してまいるつもりでありますので、よろしく願いいたします。

す。

それから次に、地域資源に関してのスコップ三味線でありますけれども、スコップ三味線は市内のみならず県内外にも非常に広まっております。市では、市の観光パンフレットにもスコップ三味線を掲載して、広くPRしているところでありまして、議員御提言の市のイベント、さまざまなイベントにも積極的活用ということも検討をさせていただきます。

それから、この地域資源を市の活性化にぜひ結びつけていっていただきたいというお話でございました。実は、これほど当市の地域資源というようなことで指定を受けているわけですので、やはり地域資源を積極的に活用しながら何とか市の活性化に結びつけていきたいと思っております。そのためには、やはり国で支援策として打ち出している事業、制度なりをきちんと勉強させていただきながら、その活用方策を検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○川浪茂浩副議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 小水力発電の位置づけでございますけれども、先般行われました長橋ため池の発電施設に関しては、国費全額で実施された事業でございました。先ほどの答弁でも私申し上げましたけれども、現在の再生エネルギーの普及を支えるための制度は、国からの助成金と電力会社が行う固定価格買取制度にあります。繰り返しになりますけれども、固定価格買取制度は電力会社が買い取った部分については再生エネルギー賦課金として賦課する制度でございますので、売電が進めば進むほど家庭の電気料を押し上げる形になっておりますので、このような状況下においては市独自の再生可能エネルギーの発電による売電は予定しておりませんが、やはり災害時のバックアップ電力源として公の施設等において発電施設、または再生エネルギーの設備については今後も国の補助事業等を活用しながら整備してまいりたいと考えております。

◎発言の訂正

○川浪茂浩副議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 先ほどの答弁の中で、体育館の改修につきまして来年度設計といった答弁をさせていただきました。今年度設計で、来年度改修の誤りでございました。大変申しわけございませんでした。

○川浪茂浩副議長 以上をもって平山秀直議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

◎散会宣告

○川浪茂浩副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時37分 散会

平成25年五所川原市議会第2回定例会会議録（第3号）

◎議事日程

平成25年6月11日（火）午前10時開議

- 第 1 議案第86号 財産の取得について
第 2 議案第38号 専決処分承認を求めることについて（損害賠償額の決定及び和解について）から議案第58号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてまで
第 3 請願第 1号 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定に関する国への意見書の提出に関する請願書
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（25名）

1番 花田 進 議員	2番 鳴海 初男 議員
3番 山田 善治 議員	4番 三 渦 春樹 議員
5番 山田 和宗 議員	6番 木村 慶憲 議員
7番 成田 和美 議員	8番 吉岡 良浩 議員
9番 伊藤 永慈 議員	10番 山口 孝夫 議員
11番 木村 博 議員	12番 古川 幸治 議員
13番 秋元 洋子 議員	14番 稲葉 好彦 議員
15番 松野 武司 議員	16番 寺田 武造 議員
17番 桑田 茂 議員	18番 阿部 春市 議員
19番 福士 寛美 議員	20番 加藤 馨 議員
21番 木村 清一 議員	22番 川浪 茂浩 議員
23番 磯辺 勇司 議員	24番 工藤 武則 議員
25番 平山 秀直 議員	

◎欠席議員（1名）

26番 葛西 収三 議員

◎説明のため出席した者（27名）

市 長	平 山 誠 敏
副 市 長	三 上 裕 行
総 務 部 長	小田桐 宏 之
財 政 部 長	佐 藤 明
民 生 部 長	高 橋 勇 公
福 祉 部 長	工 藤 勝
経 済 部 長	島 谷 淳
建 設 部 長	菊 池 司
上下水道部長	對 馬 隆 博
会 計 管 理 者	岩 川 静 子
教 育 委 員 長	阿 部 育 也
教 育 長	長 尾 孝 紀
教 育 部 長	岩 崎 明 彦
選挙管理委員会 委 員 長	白 川 昭 磨
選挙管理委員会 事 務 局 長	田 中 馨
監 査 委 員	山 本 將 雄
監 査 委 員	前 田 晃
監 事 局 長	
農業委員会会長	斎 藤 靖 裕
農 業 委 員 会	
事 務 局 長	小山内 洋 一
総 務 課 長	宮 崎 昌 子
財 政 課 長	三 橋 大 輔
市 民 課 長	新 井 勝 博
家 庭 福 祉 課 長	木 村 智 明
農 林 水 産 課 長	小山内 秀 峰
土 木 課 長	蒔 苗 司
上 下 水 道 部	
総 務 課 長	諏 訪 秀 清
教 育 総 務 課 長	今 義 律

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長	佐藤 文治
次 長	片山 善一朗

◎開議宣告

○三潟春樹議長 おはようございます。ただいまの出席議員25名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎発言の訂正

○三潟春樹議長 議事に入る前に、昨日の20番、加藤磐議員の一般質問中、空き家対策の予算額1,500万円を150万円に訂正したいとの申し出があり、議長においてこれを許可いたしましたので御報告いたします。

○三潟春樹議長 本日の会議は、議事日程第3号により進めます。

◎日程第1 議案第86号及び

日程第2 議案第38号から議案第58号まで

○三潟春樹議長 日程第1、議案第86号 財産の取得についてを議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 一登壇一

本日追加提案いたしました議案の提案理由を御説明申し上げます。

議案第86号は、財産の取得についてであります。地方自治法第96条第1項第8号及び五所川原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○三潟春樹議長 次に、ただいま議題となっております議案に日程第2、議案第38号 専決処分の承認を求めることについてから議案第58号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についての21件を加えた22件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りいたします。議案第45号 平成25年度五所川原市一般会計補正予算（第1号）

については、13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件については13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任については、議長において指名いたします。予算特別委員会の委員には、

1番	花田	進	議員	2番	鳴海	初男	議員
5番	山田	和宗	議員	6番	木村	慶憲	議員
7番	成田	和美	議員	8番	吉岡	良浩	議員
9番	伊藤	永慈	議員	10番	山口	孝夫	議員
12番	古川	幸治	議員	13番	秋元	洋子	議員
15番	松野	武司	議員	19番	福士	寛美	議員
25番	平山	秀直	議員				

の13名を指名いたします。

ただいま設置されました予算特別委員会は、本日の会議終了後、直ちにこの議場において正副委員長の互選を行うよう口頭をもって通知いたします。

次に、ただいま付託いたしました1件を除く21件については、お手元に配付しております議案付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

◎日程第3 請願第1号

○三潟春樹議長 次に、日程第3、請願第1号 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定に関する国への意見書の提出に関する請願書を議題といたします。

本請願については、今定例会の締め切り日までに受理した請願であります。お手元に配付しております請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎休会の件

○三潟春樹議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会審査及び議事整理のため、明12日及び13日の2日間は休会といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、2日間は休会とすることに決しました。

次回は14日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○三潟春樹議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時30分 散会

平成 25 年五所川原市議会第 2 回定例会会議録（第 4 号）

◎議事日程

平成 25 年 6 月 14 日（金）午前 10 時開議

- 第 1 議案第 39 号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 2 議案第 40 号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 3 議案第 41 号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 4 議案第 42 号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 5 議案第 43 号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 6 議案第 46 号 五所川原市長等の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 第 7 議案第 47 号 五所川原市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 48 号 五所川原市防災会議条例及び五所川原市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 49 号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 10 議案第 50 号 五所川原市財産区管理会条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 11 議案第 57 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更について
- 第 12 議案第 58 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 第 13 請願第 1 号 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定に関する国への意見書の提出に関する請願書

(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)

第14 議案第56号 財産の取得について

(経済文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)

第15 議案第51号 五所川原市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

第16 議案第52号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(民生常任委員長報告・質疑・討論・採決)

第17 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償額の決定及び和解について)

第18 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償額の決定及び和解について)

第19 議案第53号 五所川原市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

第20 議案第54号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

第21 議案第55号 財産の取得について

第22 議案第86号 財産の取得について

(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)

第23 議案第45号 平成25年度五所川原市一般会計補正予算(第1号)

(予算特別委員長報告・質疑・討論・採決)

第24 五所川原市選挙管理委員及び同補充員の選挙

第25 発議第1号 五所川原市議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定について

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員(26名)

1番 花田 進 議員

2番 鳴海 初男 議員

3番 山田 善治 議員

4番 三 渦 春樹 議員

5番 山田 和宗 議員

6番 木村 慶憲 議員

7番 成田 和美 議員

8番 吉岡 良浩 議員

9番	伊藤永慈	議員	10番	山口孝夫	議員
11番	木村博	議員	12番	古川幸治	議員
13番	秋元洋子	議員	14番	稲葉好彦	議員
15番	松野武司	議員	16番	寺田武造	議員
17番	桑田茂	議員	18番	阿部春市	議員
19番	福士寛美	議員	20番	加藤磐	議員
21番	木村清一	議員	22番	川浪茂浩	議員
23番	磯辺勇司	議員	24番	工藤武則	議員
25番	平山秀直	議員	26番	葛西収三	議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（27名）

市 長	平山誠敏
副 市 長	三上裕行
総 務 部 長	小田桐宏之
財 政 部 長	佐藤明
民 生 部 長	高橋勇公
福 祉 部 長	工藤勝
経 済 部 長	島谷淳
建 設 部 長	菊池司
上下水道部長	對馬隆博
会計管理者	岩川静子
教育委員長	阿部育也
教 育 長	長尾孝紀
教 育 部 長	岩崎明彦
選挙管理委員会 委員長	白川昭麿
選挙管理委員会 事務局 長	田中馨
監 査 委 員	山本將雄
監 査 委 員 事務局 長	前田晃

農業委員会会長	齋藤靖裕
農業委員会 事務局 長	小山内洋一
総務課 長	宮崎昌子
財政課 長	三橋大輔
市民課 長	新井勝博
保護福祉課 長	長尾功一
農林水産課 長	小山内秀峰
土木課 長	蒔苗司
上下水道部 総務課 長	諏訪秀清
教育総務課 長	今義律

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長	佐藤文治
次 長	片山善一朗

◎開議宣告

○三潟春樹議長 おはようございます。ただいまの出席議員26名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号により進めます。

◎諸般の報告

○三潟春樹議長 初めに、諸般の報告をいたします。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。報告書は、お手元に配付しておりますので、御了承願います。

◎日程第 1 議案第39号から

日程第13 請願第 1号まで

○三潟春樹議長 日程第1、議案第39号 専決処分の承認を求めることについてから日程第13、請願第1号 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定に関する国への意見書の提出に関する請願書までの13件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○吉岡良浩総務常任委員長 一登壇一

おはようございます。では、本定例会で総務常任委員会に付託されました議案12件、請願1件について、去る6月11日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第39号 専決処分の承認を求めることについて、本件は五所川原市税条例の一部を改正する条例の制定について、平成25年3月31日に専決処分したので、報告し、その承認を求めるものであり、その内容は1点目として、独立行政法人森林総合研究所が行う土地改良事業の施行に係る土地の固定資産税及び特別土地保有税の非課税措置を廃止するものである。

2点目は、国税に合わせ、各税目の延滞金の税率を改正するものである。

3点目は、平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を4年間延長するとともに、控除限度額を拡充するものであ

るとの説明に対し、さしたる質疑もなく、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第40号 専決処分の承認を求めることについて、本件は五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、平成25年3月31日に専決処分したため、報告し、その承認を求めるものであり、その内容は国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、特定世帯を5年間継続してきた世帯を特定継続世帯と定義し、さらに3年間保険料の4分の1を軽減するものであるとの説明に対し、さしたる質疑もなく、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第41号 専決処分の承認を求めることについて、本件は五所川原市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、平成25年3月31日に専決処分したため、その承認を求めるものであり、その内容は半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、取得価格要件の見直しと不均一課税の適用期限を平成27年3月31日まで2年間延長するものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第42号 専決処分の承認を求めることについて、本件は五所川原市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、平成25年3月31日に専決処分したため、その承認を求めるものであり、その内容は過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、特別措置法の適用期限を平成27年3月31日まで2年間延長するとともに、条文を整備するものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第43号 専決処分の承認を求めることについて、本件は五所川原市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、平成25年3月31日に専決処分したため、その承認を求めるものであり、その内容は企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、基本計画の同意の期限を平成26年3月31日まで1年間延長し、課税免除の適用期限の延長を図るものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第46号 五所川原市長等の給料月額の特例に関する条例の制定について、本件は地方公務員の給与削減を求める国の要請を受け、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間に限り、市長の給料を100分の10、副市長の給料を100分の5、固

定資産評価員の給料を100分の5、教育長の給料を100分の5削減するものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号 五所川原市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、本件は地方公務員の給与削減を求める国の要請を受け、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間に限り、市浦医科診療所、歯科診療所の医師を除き、職務の級に応じて100分の3から100分の5の割合で減額するものであり、また管理職手当を100分の10減額するものであるとの説明に対し、国の要請を拒否した場合の影響及び実施した際の給与等の削減額についての質疑があり、罰則等は特にないが、全国の自治体の削減状況が公表されることになっている。また、地方交付税が削減されることから、給与等を削減しないと市の財政を圧迫することとなる。給料等の削減額は、一般職の総額で8,580万円であるとの答弁を了とし、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号 五所川原市防災会議条例及び五所川原市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、本件は災害対策基本法の一部改正により、防災会議の所掌事務を改め、防災会議と災害対策本部の役割分担を明確にするものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本件は災害応急対策又は災害復旧のために国等の職員の派遣を受けて、当該派遣職員が住所又は居所を離れて五所川原市に滞在した場合、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を日額6,620円の範囲内で支給できるように定めるものであるとの説明に対し、さしたる質疑もなく、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号 五所川原市財産区管理会条例等の一部を改正する条例の制定について、本件は五所川原市喜良市財産区議会の廃止に伴い、喜良市財産区に財産区管理会、特別会計及び財産調整基金を設置するものであるとの説明に対し、管理委員会の選任時期についての質疑があり、現議員の任期満了が9月17日までとなっていることから、9月の定例会の提案を予定しているとの答弁を了とし、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組規約の変更について及び議案第58号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組規約の変更についての2件については、黒石地区消防事務組合、弘前地区消防事務組合、平川市消防本部、板柳町消防本部が統合し新弘前地区消防事務組合が設立されることに伴い、

規約を変更するものであるとの説明に対し、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定に関する国への意見書の提出に関する請願書について、本件は国に対し治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること、治安維持法犠牲者に対し謝罪し、賠償を行うこと、治安維持法による犠牲者の実態を調査し、その内容を公表すること等、治安維持法犠牲者国家賠償法の制定を求める意見書の提出に関する請願であります。審議の過程において、委員より本件は戦争の犠牲者は治安維持法の犠牲者ばかりでなく全国民に及んでいること、さらに戦争当時の政府の政策であり、地方自治体の市議会がその是非を判断すべきものではなく、国政の場においてこの請願の内容に賛同しておられる国会議員が法案を提出し審議すべきものである等の理由から、不採択とすべきであるという意見があり、採決の結果、全員異議なく不採択とすべきものと決しました。

以上、当委員会における審査の概要と結果を報告いたします。

○三潟春樹議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。発言の通告がありますので、これを許可いたします。

1番、花田進議員。

○1番 花田 進議員 一登壇一

日本共産党の花田進です。議案第47号 五所川原市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定に反対の立場から討論を行います。

東日本大震災を受けて、国家公務員は昨年4月から2年間、平均7.8%の給与カットを実施していますが、このことを地方にも押しつけるために、国は地方交付税を使って自治体職員の賃下げを強要したことは地方自治の破壊であります。地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律は、平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として、給与費の削減を単位費用の額に反映するなど、平成25年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改定すると法律に規定しました。このような手法で法律をつくられたら地方自治は保障されるのでしょうか。このことは、来年も続くのではないかという不安、疑義につながっています。全国市長会の緊急アピールでも、地方の固有の財源である地方交付税を地方公務員の給与削減のために用いることは地方分権の流れに反し、地方の財政自主権を侵すものであり、まことに遺憾である。地方公務員の給与は、住民や議会の意思に基づき各自治体が自主的に決定すべきもの

でありますと反対の姿勢を示しております。平山市長も同様の立場かと思えます。今回の賃下げでラスパイレス指数が当市では104.6から99になるそうですが、国家公務員の7割以上が支給されている18%の地域手当が反映されていないこと、局長などの指定職を除いて算定しているなど、単純な比較ができない問題がありますが、この指数が100を超えていたために、理不尽な国の要求に従わなかったことはまことに残念であります。

今回の職員賃金削減額は、約8,600万円余りであります。この金額以上に、地域経済に与える影響は大きいものがあります。他の業種も引き下げるからであります。これでは、政府が掲げるデフレからの脱却が達成することはできません。賃上げによる景気回復が必要なときに賃下げでは、ますます景気が悪化します。今求められているのは、民間も公務員も非正規雇用を減らし、給与を引き上げることであります。さらに、今回の国の措置は、消費税を増税するための国民世論づくりだということです。国民の大多数が反対している消費税増税を実施するために身を削り国民に増税を押しつける、職員はたまったものではありません。身を削るなら憲法違反の政党助成金320億円などたくさんあります。

最後に、職員の皆さんに一言申し上げます。給与が削減され、それでも住民サービスに努めてくださいと言われても納得できないと思いますが、五所川原市の職員としての誇りを忘れず、奮闘することを願っております。職員の皆さんの賛同をお願いします。

次に、請願第1号 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定に関する国への意見書の提出に関する請願に賛成の討論を行います。この請願は、昨年が続いて2回目のものでありますが、今回も委員会では採択されませんでした。とても残念であります。治安維持法は、反人道的な、世界でもまれに見る悪法だということは事実です。この法律による弾圧は、共産主義者だけでなく、宗教者などの思想、政治信条、宗教を犯罪扱いしたもので、戦争中であつたとしても法律でこのような人権の侵害をすることは許されないことです。戦後有罪判決を受けた人々は全員無罪として釈放されましたが、政府はいまだに犠牲者に対して謝罪も賠償も行っていないのです。日本弁護士連合会は、治安維持法犠牲者は日本軍国主義に抵抗し、戦争に反対したのものとして、その行為は高く評価されなければならないとし、補償をしなければならないと述べています。世界的にも見ても、ドイツでは連邦補償法でナチスの犠牲者への補償が行われています。しかし、日本では、謝罪も補償も行われていません。賠償要求の根拠は、国家賠償法なのですが、請求権を具体化するためには特別の法律が必要となってきます。ですから、治安維持法犠牲者国家賠償法の制定を求めているということです。国に制定を求め、自民党、民主党などの協力を得て請願していますが、総務委員会では採択されていません。そのために、地方

からの声を国に届けることが大きな力になります。地方議会では、380を超える議会が採択しています。県内でも、市町村合併前の数ですが、8町村が採択しています。犠牲者は高齢で、時間が残されていません。今生きている間に政府が取材をして名誉を回復させ補償を行うべきです。議員の皆さんの御理解により、賛同していただくことを壇上よりではありますがお願いして、討論を終わります。

○三潟春樹議長 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第39号から議案第43号までの5件は承認、議案第46号から議案第58号までの7件は原案可決、請願第1号は不採択であります。

ただいまの委員長報告のうち、議案第47号及び請願第1号に対する反対及び賛成討論がありましたので、原案について起立により採決いたします。

まず、議案第47号 五所川原市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○三潟春樹議長 起立多数であります。

よって、議案第47号は原案のとおり決しました。

次に、請願第1号 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定に関する国への意見書の提出に関する請願書を採決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○三潟春樹議長 起立少数であります。

よって、請願第1号は不採択と決しました。

次に、ただいまの2件を除く11件については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、ただいまの11件については委員長報告のとおり決しました。

◎日程第14 議案第56号

○三潟春樹議長 次に、日程第14、議案第56号 財産の取得についてを議題といたします。

本件に関し、経済文教常任委員長の報告を求めます。

経済文教常任委員長。

○伊藤永慈経済文教常任委員長 一登壇一

おはようございます。本定例会で経済文教常任委員会に付託されました議案1件について、去る6月11日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第56号 財産の取得についてですが、本件は学校給食センター建設用地として五所川原市土地開発公社から五所川原市大字金山字竹崎の宅地を購入するため、五所川原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、建設用地として選んだ理由についての質疑があり、建設用地の候補として各地の廃校跡地も検討してきたが、漆川工業団地には幹線道路もあり、将来金木学区に給食を運ぶ際にも利便性がよいこと、また廃校の跡地についてですが、新給食センターには炊飯設備を整備することを考えており、現在の給食センターの3倍から4倍程度の面積が必要であり、道路事情等を考慮し現在地に選定したとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会における審査の概要と結果を報告いたします。

○三潟春樹議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第15 議案第51号及び

日程第16 議案第52号

○三潟春樹議長 次に、日程第15、議案第51号 五所川原市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について及び日程第16、議案第52号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題といたします。

本件に関し、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○成田和美民生常任委員長 一登壇一

本定例会で民生常任委員会に付託されました議案2件について、去る11日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第51号 五所川原市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてであります。本件は新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行により、政府対策本部が緊急事態宣言を行った際に、市が設置しなければならない対策本部の組織等に関し、必要な事項を定めるものであるとの説明に対し、対策本部の設置対象となるインフルエンザについての質疑があり、鳥から人に感染する高病原性のインフルエンザや新たに人から人に感染するインフルエンザのようにウイルスに対する免疫がないものが対象であり、毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザは対象外であるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は市長の附属機関として新たに五所川原市地域福祉計画策定委員会及び五所川原市子ども・子育て会議を設置するとともに、それぞれの担当する事務、委員の構成、定数等を定めるものであるとの説明に対し、子ども・子育て会議で策定する子ども・子育て支援事業計画の内容について及び国の指針が示される前に子ども・子育て会議を設置する理由についての質疑があり、計画は子ども・子育て支援法の規定により現在の五所川原市次世代育成支援行動計画にかわり策定するものであり、7月以降に示される国の基本指針に基づき今年度ニーズ調査を行い、来年度以降に策定する。会議の設置については、子ども・子育て支援事業計画の調査、審議が十分に行えるよう、今年度中の早期設置を国から求められているためであるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会における審査の概要と結果を御報告いたします。

よろしくお願いたします。

○三潟春樹議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第17 議案第38号から

日程第22 議案第86号まで

○三瀨春樹議長 次に、日程第17、議案第38号 専決処分の承認を求めることについてから日程第22、議案第86号 財産の取得についてまでの6件を一括議題といたします。

本件に関し、建設常任委員長の報告を求めます。

建設常任委員長。

○秋元洋子建設常任委員長 一登壇一

本定例会で建設常任委員会に付託されました議案6件について、去る11日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について報告いたします。

初めに、議案第38号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件は市道交差点において排雪作業中のダンプトラックと乗用車との事故について、損害賠償額の決定及び和解が成立し専決処分したため、これを報告し、その承認を求めるとの説明に対し、過失割合についての質疑があり、交差点における事故のため、相手方が9割、市側が1割となったとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第44号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件は五所川原・金木路線上において移動中のロータリー除雪車と乗用車との事故について、損害賠償額の決定及び和解が成立し専決処分したため、これを報告し、その承認を求めるとの説明に対し、賠償額の内訳について、運転手の処分についての質疑があり、賠償額は車両損害及び人身損害合わせて89万6,200円である。運転手の処分については、過失事故であるため行政処分はしていないが、今回の事故を契機に当事者に対し何らかの処分を検討していく等の答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第53号 五所川原市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は道路法施行令が一部改正されたことに伴い、太陽光発電設備及び風力発電設備並びに津波からの一時的な避難場所として機能を有する堅固な施設の占用料を追加するものであるとの説明に対し、本市に該当する施設はあるのかとの質疑があり、現段階で該当する施設はないが、今後増える傾向がある等の答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につい

てであります。本件は市営住宅の建て替え事業により、若松団地の戸数を減じ、見晴団地を用途廃止するものであるとの説明に対し、見晴団地の解体跡地の利用についての質疑があり、解体後の跡地は管財課に所管替えすることになるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号 財産の取得についてであります。本件は金木地区に配備している除雪ドーザの老朽化に伴い買い換えるもので、今回購入しようとする除雪機械の予定価格が2,000万円を超えていることから、地方自治法及び五所川原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号 財産の取得についてであります。本件は五所川原地区に配備しているロータリー除雪車の老朽化に伴う買い換え及び除排雪力向上を図るために計2台を購入するもので、今回購入しようとする除雪機械の予定価格が2,000万円を超えていることから、地方自治法及び五所川原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会における審査の概要と結果を御報告いたします。

以上です。

○三潟春樹議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第38号及び議案第44号の2件は承認、議案第53号から議案第86号までの4件は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第23 議案第45号

○三潟春樹議長 次に、日程第23、議案第45号 平成25年度五所川原市一般会計補正予算

(第1号)を議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

○山口孝夫予算特別委員長 一登壇一

去る11日の本会議において設置されました予算特別委員会は、同日議場において委員会を開催し、委員長に不肖私山口孝夫が、副委員長に古川幸治委員が選任され、付託されました議案1件の審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第45号 平成25年度五所川原市一般会計補正予算(第1号)ですが、歳出第3款、認定こども園補助金の使用目的について及び認定こども園の入所手続についての質疑に対し、補助金は幼保連携型の認定こども園への移行に際し、子供を安定して育てることができる体制を整備する費用の一部に充てられる。入所手続については、認定されたこども園は幼稚園型であるため、事業者と保護者との間で手続を行うことになるとの答弁があり、歳出第6款、林道の修繕工事の内容について及び市が管轄する林道についての質疑に対し、今冬の豪雪による横沢林道の修繕であり、緊急に修繕を行わなければならなかったことから単費で実施する。市が所管する林道は22路線で、総延長は約41キロメートルであるとの答弁があり、歳出第7款、立佞武多運行期間に設置する臨時キャンプ場の費用内訳について、臨時キャンプ場の周知方法について及び臨時キャンプ場の設置期間の延長についての質疑に対し、温泉施設や楠美家等の観光要素や来年度以降の継続性を考慮して、狼野長根公園に8月3日から9日までの間臨時キャンプ場を設置するので、費用の内訳は案内板や簡易トイレ、シンク、投光器に係る費用である。周知方法については、市の広報や観光情報サイトのほか、観光協会等の関係機関と連携して周知を図る。設置期間の延長については、今年度の結果を踏まえて検討するとの答弁があり、それぞれ答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会における審査の概要と結果を御報告申し上げます。

○三潟春樹議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第24 五所川原市選挙管理委員及び同補充員の選挙

○三潟春樹議長 次に、日程第24、五所川原市選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

初めに、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。本件については、議長において指名することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

選挙管理委員に金木町朝日山、白川昭磨氏、漆川、高谷博昭氏、磯松、工藤理一氏、高瀬、田中節雄氏の4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました白川昭磨氏、高谷博昭氏、工藤理一氏、田中節雄氏の4名が五所川原市選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。本件については、議長において指名することにいたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

選挙管理委員補充員に下岩崎、松本善夫氏、下平井町、竹内義博氏、金木町喜良市、
新岡幸浩氏、脇元、葛西茂紀氏の4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名を選挙管理委員補充
員の当選人と定め、補充員の順序については指名の順位によることに御異議ございませ
んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました松本善夫氏、竹内義博氏、新岡幸浩氏、葛西茂紀
氏の4名が五所川原市選挙管理委員補充員に当選されました。

また、補充員の順序については、指名の順位によることに決しました。

◎日程第25 発議第1号

○三潟春樹議長 次に、日程第25、発議第1号 五所川原市議会議員の議員報酬の臨時特
例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

14番、稲葉好彦議員。

○14番 稲葉好彦議員 一登壇一

発議第1号 五所川原市議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定について
提案理由の説明をいたします。

本定例会において地方公務員の給与削減を求める国からの要請を受け、職員のほか市
長等の特別職の給料を本年7月1日から翌年3月31日までの間削減する条例が提案さ
れ、先ほど原案可決となりましたが、我々市議会においてもその趣旨に同調し、議員報
酬を削減すべく提案するものであります。

詳細につきましては、お手元の議案書のとおりであります。何とぞ議員各位の御賛
同を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○三潟春樹議長 お諮りいたします。

本件については、委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三瀨春樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。
質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三瀨春樹議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三瀨春樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。
以上をもって今定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

◎市長挨拶

○三瀨春樹議長 市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。
市長。

○平山誠敏市長 一登壇一

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会も三瀨議長を初め、山口予算特別委員長並びに各常任委員長、また議員各位の御協力によりまして全議案とも滞りなく議決を賜り、厚く御礼申し上げます。審議の過程において賜りました御意見、御提言などにつきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に反映してまいり所存でございます。

さて、五所川原地区消防事務組合では、市内中央4丁目に消防庁舎を移転し、去る6月3日から運用を開始しております。新消防庁舎では、最新の情報通信機器を活用することにより、119番通報から現場到着までの時間短縮が図られ、また東分署、金木消防署、市浦消防署等においては緊急電話を新規に設置するなど、火災などの被害の軽減と傷病者の救命率の向上に寄与するものと考えております。今後も引き続き市民生活の安心、安全の確保に努めてまいりますので、議員各位におかれましては特段の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、日差しがじわりじわりと強さを増し、夏の訪れを感じる時期となりました

が、議員各位におかれましては御自愛の上、市勢進展のためますます御活躍くださいますよう祈念いたしまして、閉会の御挨拶といたします。

◎閉会宣告

○三潟春樹議長 これにて平成25年五所川原市議会第2回定例会を閉会いたします。

午前11時01分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年6月14日

五所川原市議会議長 三 潟 春 樹

五所川原市議会副議長 川 浪 茂 浩

五所川原市議会議員 阿 部 春 市

五所川原市議会議員 福 士 寛 美

五所川原市議会議員 加 藤 馨